

官報號外

昭和二年二月六日 日曜日

内閣印刷局

○第五十二回衆議院議事速記録第十一號

昭和二年二月五日(土曜日)午後一時十七分
開議

議事日程 第十號

昭和二年二月五日

第一 輸出絹織物取締法案(政府提出)

第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

第一讀會

第三 大正十二年法律第三十五號中改
正法律案(船員最低年齡法)(政府提
出、貴族院送付)

第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

第一讀會

ノ選舉

第一讀會

第五 不良住宅地區改良法案(政府
提出)

第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第一讀會

第七 政治運動ノ爲金品供與ノ制限二
關スル法律案(尾崎行雄君提出)

第一讀會

第八 政治結社加入勸誘方法ノ制限二
關スル法律案(關直彥君提出)

第一讀會(前會ノ續)

第九 議員ノ職務ニ關スル法律案(增
田義一君提出)

第一讀會

第十 大正十四年法律第四十七號衆
院議員選舉法中改正法律案(小池
仁郎君外六名提出)

第一讀會

第十一 大正十四年法律第四十七號衆
議院議員選舉法中改正法律案(廣瀬
徳藏君外二名提出)

第一讀會

第十二 大正十四年法律第四十七號衆
議院議員選舉法中改正法律案(廣瀬
徳藏君外二名提出)

第一讀會

第十三 治安警察法中改正法律案(田
崎信藏君提出)

第一讀會

第十四 治安警察法中改正法律案(植
口秀雄君外二名提出)

第一讀會

第十五 営業収益稅法中改正法律案
(湯淺凡平君提出)

第一讀會

第十六 満涼飲料稅法中改正法律案
(湯淺凡平君提出)

第一讀會

第十七 市町村義務教育費國庫負擔法
中改正法律案(湯淺凡平君提出)

第一讀會

第十八 不在地主稅法案(清瀬一郎君
外一名提出)

第一讀會

第十九 未成年者飲酒禁止法中改正法
律案(竹原樸一君外十六名提出)

第一讀會

第二十 議院法中改正法律案(鷲野米
太郎君外一名提出)

第一讀會

第二十一 議院法中改正法律案(小川
平吉君外二十六名提出)

第一讀會

第二十二 特別都市計畫法中改正法律
案(關直彥君外四名提出)

第一讀會

第二十三 商法中改正法律案(土屋清
三郎君提出)

第一讀會

第二十四 移住組合法案(津崎尙武君
外九名提出)

第一讀會

第二十五 産業組合中央金庫法中改正
法律案(由谷義治君外五名提出)

第一讀會

第二十六 造林助成法案(川崎安之助
君外十一名提出)

第一讀會

第二十七 鑄業法中改正法律案(砂田
重政君提出)

第一讀會

第二十八 大正九年法律第五十六號中
改正法律案(北海道拓殖鐵道補助二
關スル件)

第一讀會

關スル件)(佐々木平次郎君外十五名
提出)

第一讀會

第二十九 北海道農地特別處理法案
(丸山浪彌君外六名提出)

第一讀會

○議長(柏谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセ
マス

(書記官朗讀)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
不良住宅地區改良法案

(以上二月二日提出)

土地賃貸價格調査委員會法案

(以上二月四日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
大正九年法律第五十六號中改正法律案

(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件)

提出者

(以上二月四日提出)

果物罐詰原料砂糖戻稅法案

提出者

關稅定率法中改正法律案

提出者

果物罐詰原料砂糖戻稅法案

提出者

關稅定率法中改正法律案

提出者

關稅定率法中改正法律案

提出者

關稅定率法中改正法律案

提出者

關稅定率法中改正法律案

提出者

關稅定率法中改正法律案

提出者

關稅定率法中改正法律案

提出者

神部 爲藏君 澤田 利吉君
手代木 隆吉君 黒田 重兵衛君
高木 正年君 奥野 小四郎君
丸山 浪彌君 高木 第四郎君
坂東幸太郎君 栗林 五朔君
坂東幸太郎君 岡田伊太郎君
松實壹代太君 樺内 幸雄君
黒住 成章君

東 武君 長田 桃藏君
山内 範造君 西村丹治郎君
土井 権大君 川崎安之助君
荒川 五郎君 池田 龜治君
植場 平君 東郷 實君
岡田 溫君 山口 左一君
中村 嘉壽君

(以上二月三日提出)

提出者

關稅定率法中改正法律案

提出者

議長ノ報告

木津川改修工事速行ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

由良川改修工事速行ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

淀川低水工事促進ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

岡山市二綜合中國帝國大學設置ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

岡山市二綜合中國帝國大學設置ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

岡山市二中國鐵道局設置ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

吉井川改修ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

寒河江橋岡間鐵道速成ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

金澤市二高等師範學校設置ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

金澤市二綜合大學設置ニ關スル建議案 提出者

長田 桃藏君 木戸 豊吉君

吉村 伊助君

室木彌次郎君 提出者

佐藤 實君 長田 桃藏君

吉村 伊助君

米原於菟男君 提出者

佐藤 實君 長田 桃藏君

吉村 伊助君

鎌倉葉山二中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案 提出者

佐藤 實君 長田 桃藏君

吉村 伊助君

スル建議案 提出者

吉村 伊助君 長田 桃藏君

川口 義久君 提出者

吉村 伊助君 長田 桃藏君

構築賀浦賀間鐵道速成ニ關スル建議案 提出者 川口 義久君
(以上二月一日提出)

北海道一二級町村制改正ニ關スル建議案 提出者 木檜三四郎君
(以上二月一日提出)

療養所國庫補助ニ關スル建議案 提出者 北海道一二級町村制改正ニ關スル建議案 提出者 木檜三四郎君
(以上二月一日提出)

拓殖省設置ニ關スル建議案 提出者 小池 仁郎君
(以上二月一日提出)

尾張戶神社昇格ニ關スル建議案 提出者 丹下茂十郎君
(以上二月一日提出)

高橋熊次郎君 (以上二月四日提出)
熊谷 直太君

内務當局者ノ責任ニ關スル決議案 提出者 羽室庸之助君
(以上二月五日提出)

内務當局者ノ責任ニ關スル決議案 提出者 羽室庸之助君
(以上二月五日提出)

壽都漁港修築ニ關スル建議案 提出者 一柳仲次郎君
(以上二月一日提出)

一去一日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ
第四部選出 豊橋賀浦賀間鐵道速成ニ關スル建議案 提出者 川口 義久君
(以上二月一日提出)

豫算委員 田口 文次君 (丸山浪彌君
補闕) 提出者 吉川吉郎兵衛君
(以上二月一日提出)

京都府ニ關スル法律案外四件委員 提出者 廣瀬 德藏君
(以上二月一日提出)

一去一日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
シ 提出者 中馬 興丸君
(以上二月一日提出)

京都府ニ關スル法律案外四件委員 提出者 濱沼伊兵衛君
(以上二月一日提出)

吉川吉郎兵衛君 提出者 山本 芳治君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 西脇 晉君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 井上 孝哉君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 箕井民次郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 加藤鑑五郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 林田龜太郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 廣瀬 德藏君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 木戸 豊吉君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 砂田 重政君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 加藤鑑五郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 森田 茂君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 中馬 興丸君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 濱沼伊兵衛君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 井上 孝哉君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 箕井民次郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 加藤鑑五郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 林田龜太郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 廣瀬 德藏君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 木戸 豊吉君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 砂田 重政君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 加藤鑑五郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 森田 茂君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 中馬 興丸君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 濱沼伊兵衛君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 井上 孝哉君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 箕井民次郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 加藤鑑五郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 林田龜太郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 廣瀬 德藏君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 木戸 豊吉君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 砂田 重政君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 加藤鑑五郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 林田龜太郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 廣瀬 德藏君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 木戸 豊吉君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 砂田 重政君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 加藤鑑五郎君
(以上二月一日提出)

吉津 度君 提出者 林田龜太郎君
(以上二月一日提出)

ハ多年私共綿織物輸出業ニ從事シテ居ル者ガ請求シ希望シテ居タ法案デアリマシテ、歡迎スベキ法案デアルト思フノデアリマス、併シ今大臣ガ説明サレマシタコトハ甚ダ簡ニシテ其要ヲ得ナイノデアリマス、故ニ私ハ逐條ニ亘テ極ク簡單ナ質問ヲシテ見タイ思フノデアリマス、第一二條ニ「主務大臣ハ輸出綿織物ノ聲價ノ維持向上ヲ圖ルガ爲輸出綿織物ニ關スル増量ノ制限禁止、品質品種ヲ識別スベキ表示其ノ他ノ事項ニ付取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得」此條項デアリマス、是ハ近來我國ノ綿織物業ニ非常ニ發達シタモノハ申スマデモナク富士綿ト申ス所ノ織物デアリマス、過去十箇年ノ間ニ極ク微々タルモノデアッタモノガ、今日ハ八十五万反モ產出シ、又其幅モ日本ノ在來ノ織物ノ如ク狹イモノデナクシテ、數クモ二十九吋以上三十六吋、或ハ四十五吋ノ幅ヲ持テ居リマスノデ、其一反ト申スモノハ五十碼ニナシテ居ルノデアリマス、故ニ我國ノ織物ニ較ベルナラバ、五万反ト云フモノハ優ニ三百萬反以上ノモノニナルノデアリマス、斯ノ如ク綿織物デ最近發達シタモノハ他ニ無イノデアリマス、然ルニ此富士綿ニ對シテ近來粗製濫造ガ甚シクナリマシタ、而シテ其大ナル需要先ハ申スマデモナク濠洲デアリマス、初メハ至テ微々タル輸出デアリマシタガ、近年ハ我國ニ出來ル產額ノ約五割、即チ四千万圓ニ對スル產額中二千万圓以上ヲ輸出スル國ハ濠洲デアリマス、然ルニ此濠洲ニ於テ近頃需要家ガ甚シク此綿織物ニ向シテ疑惑ノ念ヲ起シテ來タ、何故ナラバ初メハ此富士綿ナルモノハ洗濯ニ堪ヘ、サウシテ水切レガ宜クテ肌觸リガ好イ、斯ウ云フ關係カラ遂ニ彼ノ國ノ婦女子ガ非常ニ多ク用ユルコトニナツタ、最近是ガ段々商賣人ガ惡クナリマシテ、是ハ決シテ製造家バカリガ惡イノデハナイ、又輸出業者ハカリガ惡イノデハナイ、需要地ノ商賣人ノ惡イコトモ之ヲ認ムベキ十分ナル理由ガアリマスケレドモ、之ニ應ジテ相場ニ依シテ代物ヲ惡クスルコトガ我國ノ產業上實ニ慎ムベキコトデ

アル、之ヲ今ニ於テ矯正シナイナラバ、是ダケ發達シタ産業ハ逾ニ湮滅シテシマフヤウナ機運ニ向イテ居ルト思フノデアリマス、故ニ私ハ昨年モ商工大臣ニ向シテ此法案ヲ提出サレシコトヲ希望致シマシタ、本年ハ是ガ法律案トナシテ政府カラ出タコトハ、吾々非常ニ喜ブモノデアリマス、併ナガラ此文ハ甚ダ簡ニシテ如何ナル取締ヲナスルコトヲ得」此條項デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者サレルカ、其取締ヲ若シ誤テスルナラバ、此發達シタ輸出向綿織物ヲ、或ハ其取締ノ惡イ爲ニ非常ナル弊害ヲ來スコトガナイカヲ虞レル者デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者デアリマスカラ、大臣ニ此法案ヲ御出シニナラ主眼ハ那邊ニ在リマスカ、唯、維持向上ヲ圖ルガ爲ト云フコトヲ許サナイカ、イ、貽クトモ此富士綿ニ對シテハ堅絲ハ何モノモノヲ使フ、構絲ハ何手ノモノヲ使フ、是レ以下ノ絲ヲ使フコトヲ許サナイ、規格ニ於テ定メナイナラバ唯、目見タ位トカ、絲ノ數一寸見タ位ナコトデハ、製造ノ遣方ニ依シテ幾フモ胡麻化スユトガ出來ルノデアリマス、故ニ此富士綿ニ對シテハ少クトモ規格ニ於テ堅絲百三十手、横絲七十手ノモノヨリハ使ハヌ、是レ以下ノモノノ製織シタ織物ハ輸出サセヌト云フハキリシタ規格ニ依シテ御取締ヲ願ヒタイ、是ハ技術上餘リムヅカシイ事デハナイ、私共取扱居ル者ニハ能ク分テ居ルコトデアル、此邊ニ付明確ナル取締法ヲ御定メニナル御考デアルカドウデアルカト云フコトヲ聞キタインデアリマス、モウソシテ書イコトハ、此所ニハ簡単ニ書イテアリマスケレドモ、是ハ決シテ簡単ナコトデハナイ、輸出綿織物ニ關スル增量ノ制限又ハ禁止ト書イコトアル、是ハ如何ナルコトヲ爲サル御考デアルカ、實ハ之ニ付テハ私共貿易業者ガ多年困テ居ル問題デアル、今日世界中佛蘭西ヲ始メトシテ、苟モ綿織物ヲ作ル所ニ於テ、「ビューアシルク」ト云フモノニハ増量ハ至テ少ナシ、多クハ「ハイエスト」ノ綿織物デアル、又苟モ上等品デアッテ、重量ヲシテ居ラヌモノハ一ツモナイ、錫ヲ以テ増量ヲシテ、是ガ世界ノ市場ニ現レテ居ル、然

ルニ今日此増量ヲ制限或ハ禁止スル——制限ト云フコトハ非常ニ宣イコトデアルガ、ダケ發達シタ産業ハ逾ニ湮滅シテシマフヤウナ機運ニ向イテ居ルト思フノデアリマス、故ニ私ハ昨年モ商工大臣ニ向シテ此法案ヲ提出サレシコトヲ希望致シマシタ、本年ハ是ガ法律案トナシテ政府カラ出タコトハ、吾々非常ニ喜ブモノデアリマス、併ナガラ此文ハ甚ダ簡ニシテ如何ナル取締ヲナスルコトヲ得」此條項デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者サレルカ、其取締ヲ若シ誤テスルナラバ、此發達シタ輸出向綿織物ヲ、或ハ其取締ノ惡イ爲ニ非常ナル弊害ヲ來スコトガナイカヲ虞レル者デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者デアリマスカラ、大臣ニ此法案ヲ御出シニナラ主眼ハ那邊ニ在リマスカ、唯、維持向上ヲ圖ルガ爲ト云フコトヲ許サナイカ、イ、貽クトモ此富士綿ニ對シテハ堅絲ハ何モノモノヲ使フ、構絲ハ何手ノモノヲ使フ、是レ以下ノ絲ヲ使フコトヲ許サナイ、規格ニ於テ定メナイナラバ唯、目見タ位トカ、絲ノ數一寸見タ位ナコトデハ、製造ノ遣方ニ依シテ幾フモ胡麻化スユトガ出來ルノデアリマス、故ニ此富士綿ニ對シテハ少クトモ規格ニ於テ堅絲百三十手、横絲七十手ノモノヨリハ使ハヌ、是レ以下ノモノノ製織シタ織物ハ輸出サセヌト云フハキリシタ規格ニ依シテ御取締ヲ願ヒタイ、是ハ技術上餘リムヅカシイ事デハナイ、私共取扱居ル者ニハ能ク分テ居ルコトデアル、此邊ニ付明確ナル取締法ヲ御定メニナル御考デアルカドウデアルカト云フコトヲ聞キタインデアリマス、モウソシテ書イコトハ、此所ニハ簡単ニ書イテアリマスケレドモ、是ハ決シテ簡単ナコトデハナイ、輸出綿織物ニ關スル增量ノ制限又ハ禁止ト書イコトアル、是ハ如何ナルコトヲ爲サル御考デアルカ、實ハ之ニ付テハ私共貿易業者ガ多年困テ居ル問題デアル、今日世界中佛蘭西ヲ始メトシテ、苟モ綿織物ヲ作ル所ニ於テ、「ビューアシルク」ト云フモノニハ増量ハ至テ少ナシ、多クハ「ハイエスト」ノ綿織物デアル、又苟モ上等品デアッテ、重量ヲシテ居ラヌモノハ一ツモナイ、錫ヲ以テ増量ヲシテ、是ガ世界ノ市場ニ現レテ居ル、然

ルニ今日此増量ヲ制限或ハ禁止スル——制限ト云フコトハ非常ニ宣イコトデアルガ、ダケ發達シタ産業ハ逾ニ湮滅シテシマフヤウナ機運ニ向イテ居ルト思フノデアリマス、故ニ私ハ昨年モ商工大臣ニ向シテ此法案ヲ提出サレシコトヲ希望致シマシタ、本年ハ是ガ法律案トナシテ政府カラ出タコトハ、吾々非常ニ喜ブモノデアリマス、併ナガラ此文ハ甚ダ簡ニシテ如何ナル取締ヲナスルコトヲ得」此條項デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者サレルカ、其取締ヲ若シ誤テスルナラバ、此發達シタ輸出向綿織物ヲ、或ハ其取締ノ惡イ爲ニ非常ナル弊害ヲ來スコトガナイカヲ虞レル者デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者デアリマスカラ、大臣ニ此法案ヲ御出シニナラ主眼ハ那邊ニ在リマスカ、唯、維持向上ヲ圖ルガ爲ト云フコトヲ許サナイカ、イ、貽クトモ此富士綿ニ對シテハ堅絲ハ何モノモノヲ使フ、構絲ハ何手ノモノヲ使フ、是レ以下ノ絲ヲ使フコトヲ許サナイ、規格ニ於テ定メナイナラバ唯、目見タ位トカ、絲ノ數一寸見タ位ナコトデハ、製造ノ遣方ニ依シテ幾フモ胡麻化スユトガ出來ルノデアリマス、故ニ此富士綿ニ對シテハ少クトモ規格ニ於テ堅絲百三十手、横絲七十手ノモノヨリハ使ハヌ、是レ以下ノモノノ製織シタ織物ハ輸出サセヌト云フハキリシタ規格ニ依シテ御取締ヲ願ヒタイ、是ハ技術上餘リムヅカシイ事デハナイ、私共取扱居ル者ニハ能ク分テ居ルコトデアル、此邊ニ付明確ナル取締法ヲ御定メニナル御考デアルカドウデアルカト云フコトヲ聞キタインデアリマス、モウソシテ書イコトハ、此所ニハ簡単ニ書イテアリマスケレドモ、是ハ決シテ簡単ナコトデハナイ、輸出綿織物ニ關スル増量ノ制限又ハ禁止ト書イコトアル、是ハ如何ナルコトヲ爲サル御考デアルカ、實ハ之ニ付テハ私共貿易業者ガ多年困テ居ル問題デアル、今日世界中佛蘭西ヲ始メトシテ、苟モ綿織物ヲ作ル所ニ於テ、「ビューアシルク」ト云フモノニハ増量ハ至テ少ナシ、多クハ「ハイエスト」ノ綿織物デアル、又苟モ上等品デアッテ、重量ヲシテ居ラヌモノハ一ツモナイ、錫ヲ以テ増量ヲシテ、是ガ世界ノ市場ニ現レテ居ル、然

ルニ今日此増量ヲ制限或ハ禁止スル——制限ト云フコトハ非常ニ宣イコトデアルガ、ダケ發達シタ産業ハ逾ニ湮滅シテシマフヤウナ機運ニ向イテ居ルト思フノデアリマス、故ニ私ハ昨年モ商工大臣ニ向シテ此法案ヲ提出サレシコトヲ希望致シマシタ、本年ハ是ガ法律案トナシテ政府カラ出タコトハ、吾々非常ニ喜ブモノデアリマス、併ナガラ此文ハ甚ダ簡ニシテ如何ナル取締ヲナスルコトヲ得」此條項デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者サレルカ、其取締ヲ若シ誤テスルナラバ、此發達シタ輸出向綿織物ヲ、或ハ其取締ノ惡イ爲ニ非常ナル弊害ヲ來スコトガナイカヲ虞レル者デアリマス、私ハ之ヲ虞レル者デアリマスカラ、大臣ニ此法案ヲ御出シニナラ主眼ハ那邊ニ在リマスカ、唯、維持向上ヲ圖ルガ爲ト云フコトヲ許サナイカ、イ、貽クトモ此富士綿ニ對シテハ堅絲ハ何モノモノヲ使フ、構絲ハ何手ノモノヲ使フ、是レ以下ノ絲ヲ使フコトヲ許サナイ、規格ニ於テ定メナイナラバ唯、目見タ位トカ、絲ノ數一寸見タ位ナコトデハ、製造ノ遣方ニ依シテ幾フモ胡麻化スユトガ出來ルノデアリマス、故ニ此富士綿ニ對シテハ少クトモ規格ニ於テ堅絲百三十手、横絲七十手ノモノヨリハ使ハヌ、是レ以下ノモノノ製織シタ織物ハ輸出サセヌト云フハキリシタ規格ニ依シテ御取締ヲ願ヒタイ、是ハ技術上餘リムヅカシイ事デハナイ、私共取扱居ル者ニハ能ク分テ居ルコトデアル、此邊ニ付明確ナル取締法ヲ御定メニナル御考デアルカドウデアルカト云フコトヲ聞キタインデアリマス、モウソシテ書イコトハ、此所ニハ簡単ニ書イテアリマスケレドモ、是ハ決シテ簡単ナコトデハナイ、輸出綿織物ニ關スル増量ノ制限又ハ禁止ト書イコトアル、是ハ如何ナルコトヲ爲サル御考デアルカ、實ハ之ニ付テハ私共貿易業者ガ多年困テ居ル問題デアル、今日世界中佛蘭西ヲ始メトシテ、苟モ綿織物ヲ作ル所ニ於テ、「ビューアシルク」ト云フモノニハ増量ハ至テ少ナシ、多クハ「ハイエスト」ノ綿織物デアル、又苟モ上等品デアッテ、重量ヲシテ居ラヌモノハ一ツモナイ、錫ヲ以テ増量ヲシテ、是ガ世界ノ市場ニ現レテ居ル、然

テ居ルノデアリマスカラ、商工大臣ガ茲ニ
注目サレマシテ、此法律案ヲ出サレタコト
ハ誠ニ宜イ事ト思フ、併ナガラ此増量ノ點
ニ付テ、茲ニ書イテアルヤウニ、或ハ禁止
等絹織物ニ向シテ、ハ世界何レノ國ニ於テモ
増量シテ居ラス所ハ一モナイト言ツテ過言
デナイト思フ、之ヲ誤ツテ我國デハ上等ノ
物ニ増量ノ判ヲ押シテ居ル、富士綿ノヤウ
ナ下等ノ物ニハ増量ノ虞ハナイカラ、是ハ
堅絲ト横絲ノ規格ヲ定メテ、練上五百八十
匁ノモノデアルト云フコトヲ検査所デ十分
注意スルナラバ、此方ノ取締ハ割合ニ容易
デアツテ事業上ヤリ易イノデアル、所ガ増量
ノ方ニ至ラテハ、ドウ云フ手心ヲ用ヒラレ
ルカ、之ヲ私ハ非常ニ疑フ、世界各國ノ製
作シテ居ル會社ハ、皆増量スルコトニ依
テ高等絹織物ノ販路ヲ得テ居ル、サウシテ此
高等絹織物ハ富士綿ノヤウニ決シテ洗濯ナ
ドヲスルモノナライ、是ハ各國トモ金持ガ
飾ルモノデアルカラ、外見が好クテ、艶ガ
好ク、光澤ガ十分ノモノナラ宜イ、一遍カ
二度ノ用ニシカ使ハナイノデアルカラ、金
滿家ハ決シテ増量ナドハ咎ノナイ、然ルニ
我國ハ丁寧ノ積りカ増量シタ云フ判ヲ押
ス爲ニ、貿易ノ競争上從來モ非常ナ不利益
ヲ被シテ居ル、サウ云フ風ニアリマスカラ、
今後此増量スルコトヲ或ハ禁止スル、或ハ
之ニ制限ヲ加フルト云フニ付テハ、其遣方
ニ餘程ノ御注意ヲ爲サラヌト、所謂角ヲ矯
メル爲ニ牛ヲ殺スヤウナ法案ニ陷ルコトヲ
私ハ憂フルノデアリマス、仍チ此點ニ付テ
ハ御明答ヲ願ヒタヒ、サウシテ將來ハ決シ
テ「ハイエスト」ノ高等絹織物ニ増量シタ
云フ判ヲ押スコトハ斷ジテ御止メニナッテ
宜カラウト思フ、是ハ私商業上ノ立場カラ
申上ダルノデアリマス、是ハ多少ノ意見
ガ混ラテ居リマスケレドモ、意見ヲ言ハナケ
レバ質問ノ趣意ガ徹底致シマセスカラ申上
ダタノデアリマス、高等ノ絹織物ニ對シテ
ハ世界到ル處曾量シテアルト云フコトガ周

知ノ事デ、何等疑フ要シナイ事デアリマスカラ、是等ニ向シテサウ云フ判ヲ押サヌト云
フコトヲ御明言ヲ願ヒタヒ、同時ニ「シルク」ノ種類ニ依テ、或ハ増量ノ制限ガアリ、
スル、或ハ制限スルト云フニ付テハ、其制
限ノ仕方、禁止ノ仕方ハ如何ナル方法ヲ以
テ爲サルノデアルカ、先刻申上ダタ如ク高
等絹織物ニ向シテ、ハ世界何レノ國ニ於テモ
増量シテ居ラス所ハ一モナイト言ツテ過言
デナイト思フ、之ヲ誤ツテ我國デハ上等ノ
物ニ増量ノ判ヲ押シテ居ル、富士綿ノヤウ
ナ下等ノ物ニハ増量ノ虞ハナイカラ、是ハ
堅絲ト横絲ノ規格ヲ定メテ、練上五百八十
匁ノモノデアルト云フコトヲ検査所デ十分
注意スルナラバ、此方ノ取締ハ割合ニ容易
デアツテ事業上ヤリ易イノデアル、所ガ増量
ノ方ニ至ラテハ、ドウ云フ手心ヲ用ヒラレ
ルカ、之ヲ私ハ非常ニ疑フ、世界各國ノ製
作シテ居ル會社ハ、皆増量スルコトニ依
テ高等絹織物ノ販路ヲ得テ居ル、サウシテ此
高等絹織物ハ富士綿ノヤウニ決シテ洗濯ナ
ドヲスルモノナライ、是ハ各國トモ金持ガ
飾ルモノデアルカラ、外見が好クテ、艶ガ
好ク、光澤ガ十分ノモノナラ宜イ、一遍カ
二度ノ用ニシカ使ハナイノデアルカラ、金
滿家ハ決シテ増量ナドハ咎ノナイ、然ルニ
我國ハ丁寧ノ積りカ増量シタ云フ判ヲ押
ス爲ニ、貿易ノ競争上從來モ非常ナ不利益
ヲ被シテ居ル、サウ云フ風ニアリマスカラ、
今後此増量スルコトヲ或ハ禁止スル、或ハ
之ニ制限ヲ加フルト云フニ付テハ、其遣方
ニ餘程ノ御注意ヲ爲サラヌト、所謂角ヲ矯
メル爲ニ牛ヲ殺スヤウナ法案ニ陥ルコトヲ
私ハ憂フルノデアリマス、仍チ此點ニ付テ
ハ御明答ヲ願ヒタヒ、サウシテ將來ハ決シ
テ「ハイエスト」ノ高等絹織物ニ増量シタ
云フ判ヲ押スコトハ断ジテ御止メニナッテ
宜カラウト思フ、是ハ私商業上ノ立場カラ
申上ダルノデアリマス、是ハ多少ノ意見
ガ混ラテ居リマスケレドモ、意見ヲ言ハナケ
レバ質問ノ趣意ガ徹底致シマセスカラ申上
ダタノデアリマス、高等ノ絹織物ニ對シテ
ハ世界到ル處曾量シテアルト云フコトガ周

テ居リマス所ノ省令ニ依テ取締ルト言
ラ、是等ニ向シテサウ云フ判ヲ押サヌト云
フコトヲ御明言ヲ願ヒタヒ、同時ニ「シルク」
ノ種類ニ依テ、或ハ増量ノ制限ガアリ、
スル、ソレカラ増量ノ點ニ付テハ、御承知ノ
或ハ増量ノ禁止ノ必要ガアルカモ知レマセ
ヌ、ソレハ技術上ノ問題ニナリマスルガ、
大臣ハ今申上ダマシタ此所ニ御書出シニナッ
テ居ル貿易ヲ向上セシメル、折角出來タ貿
易ヲ阻碍シナシテ爲ニ此法律ヲ出スト云フコ
トガ趣旨デアルナラバ、必ズ其意恩ト並行
シタ所ノ趣旨ヲ以テ、貿易ガ愈、振興スル
爲ニ御努メニナラナケレバナラヌト思フ、
然ルニ此法律ニ書イテアル此制限、或ハ禁
止ト云フコトハ、ドウ云フ方法ヲ以テオヤ
リニナリマスカ、ソレハ内地ニ於テノ取締
上相當ト考慮ヲ要サレテモ、輸出高等織物
ニ付テハ斯ノ如キ判ヲ押サヌト云フコトヲ
御明言ニナルカドウカ、斯ウ云フコトヲ承
リタイノデス、多少技術上ニモ關係シマス
ガ十分御答ヲ願ヒタノデアリマス、サウ
シテ茲ニモウ一ツ御尋シタイコトハ、第三
條ニ「輸出絹織物ノ精練業ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレ
バ之ヲ營ムコトヲ得ズ」是ハ當然ニアラウ
ト思フ、大體是ハ輸出絹織物ノ精練法ト云
重ト縮緬ニ限ラレテ居ルト云フコトハ實ニ
フモノハ、唯羽二重、縮緬ダケニ今迄ハ
應用サレテ居タク、我國ノ產業ノ大切ナルモ
ノデアルニモ拘ラズ、精練法ガタッタ羽二
重ト縮緬ニ限ラレテ居ルト云フコトハ實ニ
奇々妙々コトデアル、故ニ昨年モ最後ノ
日ニ私ハ少クトモ今多ク出ル所ノ富士綿
二餘程ノ御注意ヲ爲サラヌト、所謂角ヲ矯
メル爲ニ牛ヲ殺スヤウナ法案ニ陥ルコトヲ
私ハ憂フルノデアリマス、仍チ此點ニ付テ
ハ御明答ヲ願ヒタヒ、サウシテ將來ハ決シ
テ「ハイエスト」ノ高等絹織物ニ増量シタ
云フ判ヲ押スコトハ断ジテ御止メニナッテ
宜カラウト思フ、是ハ私商業上ノ立場カラ
申上ダルノデアリマス、是ハ多少ノ意見
ガ混ラテ居リマスケレドモ、意見ヲ言ハナケ
レバ質問ノ趣意ガ徹底致シマセスカラ申上
ダタノト同ジ資格ヲ與ヘルト云フコトデア
ル、是ハ既得權ヲ侵害サレヌコトデアリマ
スカラ、是ハ既得權ヲ侵害サレヌコトデアリ

〔國務大臣藤澤幾之輔君登壇〕
○國務大臣(藤澤幾之輔君) 御答ヲ致シ
メス、從來富士綿ハ取締ノ範圍ノ外ニ置カレ
タモノデアリマシタガ、今回之ヲ從來ノ羽
形、富山、是ハ從來府縣ニ於テ其検査ヲ行
テ居、夕場所ニ、矢張續イテ置ク積リデア
リマス、簡單デアリマスケレドモ御問ノ要
點ニ對シテ御答致シタ積リデアリマス
○森田金藏君 簡單デアリマスカラ此席カ
ラ申上ダマス——今御答辨ガアリマシタ
ガ、此中デ最モ大切ナル増量ノコトニ付テ、
外ノ増量ハ禁止スル筈デアルガ、錫ダケハ
矢張制限ヲシテ置クノデアル、斯ウ云フ風
シタト云フ印章ヲ押スト云フコトハ、貿易
上非常ナ誤リデアルト思フノデアリマス、
是ハ錫ノ増量ハ大臣モ御承知デアラウト思
ヒマスガ、世界何レノ國デモ用ヒテ居ルコ
トデアリマスカラ、我國ダケ斯ノ如キ判ヲ

押ス必要ハナイト認メルノデアリマスガ、ソレニ付テ大臣ノ御意見ヲ承リタイノデアリマス、ソレカラ最後ニ十一縣ニ検査所ガアルコトハ明デアリマスガ、併シ之ニ付テ輸出港ノ検査所ト地方ニアル検査所ノ連絡ハドウ云フコトニナサルカ、其ニツダケ伺テ置ケバ宜イト思ヒマス。

〔國務大臣藤澤幾之輔君登壇〕

○國務大臣（藤澤幾之輔君）錫ノ検査ノ結果果ニ於テ判ヲ押スカ押サヌカト云フコトノ如キハ、是ハ十分ニ研究シテ然ルベキ問題デアルノデアリマスカラ、御意見ガアリマシタナラバ、委員會ニ於テ互ニ研究致シテ見ルコトガ結構ナコトデアラウト思ヒマス、ソレカラ検査所ノ場所ニ付キマシテハ、港ト其他ノ場所ニ於テ何等カノ連絡ヲ取ルノデアルカト云フ、斯ウ申シテノ御尋ニアリマスガ、是ハ各、検査ヲ致シマスノデアリマシテ、別ニ他ノ縣ニ検査ヲ致シタモノヲ輸出港ヘ持シテ行ヘ、再び検査ヲ受ケルトカ何トカ云フヤウナ煩ハ一切ナイノデアリマス。

○議長（柏谷義三君）次ハ加藤知正君

〔加藤知正君登壇〕

○加藤知正君 私ハ只今御上程ニナリマシタ輸出絹織物取締法案ニ付キマシテ、數項目ノ質問ヲ致シタイト思ヒマス、對外貿易表ヲ繙イテ見マスト、其輸出品——我國カラ輸出スル所ノ品目ハ數十ノ多キニ達シテ居リマスケレドモ、併ナガラ其輸出金額ノ一億圓以上ニ達シテ居ルモノハ僅ニ三點シカナイノデアル、其一ツハ生絲ニアリマシテ、今日ソハ綿織物、他ノ一ツハ絹織物デアルハデアリマス、而シテ其金額ノ上カラ見マスト、生絲、昨年ノ輸出高ハ七億三千萬圓餘ニ達シテ居リマス、綿織物ハ四億一千万圓ニナッテ居ル、絹織物ハ遙ニ下ッテ一億三千万圓臺ニ過ギナイ、併ナガラ我國ト致シマシテハ、將來此生絲ヲ原料ノ儘デ海外ニ輸出スルト云フコトハ甚ダ不利益デアルカラ、更ニ進ンデ之ヲ絹織物トシテ、成ベク原料ノ儘デ出サナイヤウニ致シタイト云フコトハ、朝野一般ノ希望スル所デアルノ

デアリマスカラ、絹織物ノ將來有望ナルコト、又吾々國民トシテ之ニ全力ヲ注ガナケレバナラヌト云フコトニナツタト云フコトナラ事柄デアルノデアリマス、然ルニ其輸出絹織物ナルモノニ對シマシテ、之ヲ見マスト云フト、色ニナ弊害ガアルノデアル、是ガ爲ニ對外顧客ノ信用ヲ失墜シ、爲ニ販路ノ梗塞スルト云フヤウナ心配モ多々アルノデアリマス、故ニ吾々共ハ何トか之ヲ取締ル所ノ法律ヲ欲シイ、規則ヲ欲シイト云フ考ヲ持シテ居タルノデアリマスカラ、此際ニ於テ此取締法案ヲ御提案ニナツタト云フコトハ、頗ル時宜ニ適シタルモノデアリマシテ、森田君ノ言ハル、通り、吾々共ノ大ニ之ヲ歡迎スル所デアルノデアリマス、併ナガラ此際御尋申上ゲタインハ、輸出絹織物ニ對シテ取締ヲ御設ケナサル必要ガアルト同時ニ、我ガ内地向キ絹織物ニ對シマシテモ幾多ノ弊害ガアルノデアリマスカラ、嚴ニ之ヲ取締ヲナケレバナラメト思フ事ガ渺クナインデアル、即チ此等機業地ニ於ケル機業家ノ爲ス所、往々ニシテ不正行爲ヲ爲ス爲ニ一般顧客ニ於テ非常ナ迷惑ヲ致シテ居る者ガ決シテ渺クナインデアリマス、而シテ又此不正品ヲ製造シ不良品ヲ生産スル所ノ機業家モ、漸次信用ヲ失ヒ、段々其地方ノ機業ハ聲價ヲ失墜シテ居ルト云フ所モ事實ニ於テ之ヲ見ルノデアリマスル、故ニ吾々ハ此内地向キ絹織物ニ對シマシテモ、之ヲ取締ル所ノ法律ノ必要ナルコトヲ感ジテ居リマスルガ、政府當局ハ此點ニ付テ如何ナル所ノ御考ヲ御持テゴザイマセウカ、此度機會ニ於テ之ヲ御伺申上ゲタインハ、最モ必要デアルト信ズルノデアリマス、更ニ大ニシテ、大正十三年ニ至テ多額ノ絹織物ガ輸出セラレテ居ル、其國ハ亞爾然丁埃及、秘露、墨西哥、伯刺西爾、佛領印度、白耳義、我國カラシテ輸出スル所ノ絹織物ノ需要國ハ、世界各國ニ亘シテ居リマスル、此絹織物輸出統計ヲ見マスルト、大正八年カラ十二年マダハ何等輸出セラレテ居ラヌ所ノ國ニシテ、大正十三年ニ至テ多額ノ絹織物ガ輸出セラレテ居ル、其國ハ亞爾然丁、埃及、秘露、墨西哥、伯刺西爾、佛領印度、白耳義、其他ノ諸國デアリマスガ、是等ノ國々ガ、正十四年ニ至リマシテ、更ニ我國カラ見等ノ國ニ對シテ輸出セラレタル所ノ數量ヲ見出スコトハ出來ナイノデアリマス、是ハ或ハマダ統計ガ纏マラヌ爲ニ茲ニ其數字ハ計

トニ致シマス（拍手）

○國務大臣（藤澤幾之輔君登壇）

〔國務大臣藤澤幾之輔君登壇〕

○國務大臣（藤澤幾之輔君）御尋ノ點ガ數點アリマシタガ、第一ニ内地絹織物ノ取締特ニ設ケラレテアリマスル、然ルニ最モ關係ノ深イ所ノ染色ニ關シテハ之ヲ取締ル處ノ規定ガ設ケテナイノデアリマスガ、吾々共ハ絹織物ノ精練法ニ關スル取締規定ガト同時ニ、絹織物ニ關スル染色業者ニ付キマシテモ、大ニ之ヲ取締ル必要ガアリハセヌ

上セラレテ居ラヌト云フコトデアリマスラ、別ニ心配スルコトハ無イノデアルケレバナラヌト云フコトニナツタト云フコトナラドモ、何カ他ニ有力ナル所ノ原因ガアツテ、全ク我國カラ輸出スル所ノ絹織物ガ其販路ノ杜絕シタ結果、是等ノ諸國ニ我國ノ絹織物ガ入ラヌコトニナツタト云フコトナラバ、其原因ハ抑、何處ニ在ルデアリマセウカ、是レ本邦絹業者トシテハ大ニ憂慮セナリマス、故ニ吾々共ハ何トか之ヲ取締ル所ノ法律ヲ欲シイ、規則ヲ欲シイト云フ考ヲ持シテ居タルノデアリマスカラ、此際ニ於テ此取締法案ヲ御提案ニナツタト云フコトハ、頗ル時宜ニ適シタルモノデアリマシテ、森田君ノ言ハル、通り、吾々共ノ大ニ之ヲ歡迎スル所デアルノデアリマス、併ナガラ此際御尋申上ゲタインハ、輸出絹織物ニ對シテ取締ヲ御設ケナサル必要ガアルト同時ニ、我ガ内地向キ絹織物ニ對シマシテモ幾多ノ弊害ガアルノデアリマスカラ、嚴ニ之ヲ取締ヲナケレバナラメト思フ事ガ渺クナインデアル、即チ此等機業地ニ於ケル機業家ノ爲ス所、往々ニシテ不正行爲ヲ爲ス爲ニ一般顧客ニ於テ非常ナ迷惑ヲ致シテ居る者ガ決シテ渺クナインデアリマス、而シテ又此不正品ヲ製造シ不良品ヲ生産スル所ノ機業家モ、漸次信用ヲ失ヒ、段々其地

互ニ競争シテ其善ヲ責メテ居ルト云フヤウ

ナ次第アリマシテ、必シモ今日ニ於テ取

締法ヲ制定シナケレバナラスト云フ程度ニ

至テ居ナイト考ヘテ居ルノデアリマス、ソ

レカラ第二ニ染織ニ關スル御尋ニアリマシ

タガ、其取締ハ本法ノ第四條ニ掲ゲテアリ

マスガラ、ソレヲ御覽ヲ願ヒタイノデアリ

マス、第三ニハ外國ノ需要關係ニ付テノ御

尋デアリマシタガ、是ハ貿易振興ノ上ニ直

接ノ關係ヲ持テ居ルノデアリマスカラ、政

府ハ有エル手段ヲ用ヒテ其發展ヲ圖テ居

ルノデアリマス、ソレカラ南洋方面ノ事ニ

付テノ御尋ガアリマシタガ、是ハ大體御尋

ノ通リデアリマシテ、時ニ或ハ進ム事モア

リ、退ク事モアリマスケレドモ併ナガラ政

府ハ引續キ努力ヲ拂フ積リテアリマス、其

次ニ横濱ノ絹業試驗所ノ事ニ付テノ御尋ガ

アリマシタガ、是ハ從來ノ通り商工省ノ管

轄トシテ、矢張繼續シテヤツテ行クコトカ

相當デアルト思フノデアリマス、是ダケノ

マス

第一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

○砂田重政君 本案ハ議長指名九名ノ委員

ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(柏谷義三君) 砂田君ノ動議ニ御異

議ハアリマヌカ

〔異議ナシトノ聲起ル〕

○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第

三、大正十二年法律第三十五號中改正法律

案ノ第一讀會ヲ開キマス、安達謙信大臣

大正十二年法律第三十五號中改正法

出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第三十五號中左ノ通改正

ス

本法ニ左ノ題名ヲ附ス

船員最低年齢法

第一條ノ二十八歳未滿ノ者ハ石炭夫又

ハ火夫トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス

但シ十八歳以上ノ者ヲ雇入ルコト能

ハサル港ニ於テハ十六歳以上ノ者ニ限

リ之ヲ雇入レ使用スルコトヲ得此ノ場

合ニ於テハ十八歳以上ノ者一人ニ代へ

十六歳以上ノ者二人ヲ雇入ルコトヲ

要ス

専ラ日本各港間ヲ航行スル船舶ニ於テ

ハ前項ノ規定ニ拘ラス主務大臣ニ定ム

ル所ニ依リ十六歳以上ノ者ヲ使用スル

コトヲ得

前項ノ規定ハ主トシテ蒸氣以外ノモ

ノニ依リ推進スル船舶又ハ行政官廳ノ

認可ヲ受ケ教習船ニ於テ年少者ニ爲サ

シムル作業ニ之ヲ適用セス

第七條中「第一條」ノ下ニ「第二條ノ二

ヲ加フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ハ火夫トシテ引續キ使用スル場合ニ於テ

ハ其ノ者ニ付第一條ノ二ノ規定ハ之ヲ適

用セス

〔國務大臣安達謙信君登壇〕

○國務大臣(安達謙信君) 囊ニ國際勞働會

議ニ於キマシテ採擇ニナシテ居リセスル條

約ノ内容ヲ參照致シマシテ、大正十二年法

律第三十五號ヲ以チマシテ、十四歳未滿ノ

兒童ノ船員タルコトヲ禁止シタノデアリ

ス、又十八歳未滿ノ年少者ノ船員タラント

スル者ニ對シマシテハ、體格検査ヲ強制シ

マシテ、而シテ幼年者保護ノ制度ヲ設ケテ

居リマシタガ、元來各種ノ船内ノ勞働中、

機關室ニ於ケル石炭夫及火夫ノ勞働ハ最モ

過勞ニ流ル、性質デアリマスカラシテ、之

ニ付キマシテハ他ノ船員ヨリモ特ニ幼年者

ヲ保護スルノ必要ガアリマス、仍テ此際大

正十年瑞西(ジュネーヴ)ニ於テ開催セラレ

マシタ所ノ、第三回國際勞働會議ノ採擇ニ

ス

不良住宅地區改良法案

不良住宅地區改良法

第一條 公共團體ハ不良住宅密集シ衛

生、風紀、保安等ニ關シ有害又ハ危險

ノ虞アル一團地ニ付本法ニ依リ改良事

業ヲ行フコトヲ得

公共團體前項ノ規定ニ依リ改良事業ヲ

行ハントスルトキハ主務大臣ニ申請シ

テ地區ノ指定ヲ受クベシ

第二條 主務大臣特別ノ必要アリト認ム

ルトキハ前條ノ申請ニ依ラズシテ地區

ノ指定ヲ爲シ其ノ地區ノ屬スル公共團

體ニ對シ本法ニ依ル改良事業ノ施行ヲ

命ズルコトヲ得

第三條 主務大臣前二條ノ規定ニ依リ地

區ノ指定ヲ爲シ其ノ地區ノ屬スル公共團

體ノ公告アリタルトキハ左ノ事項ヲ

公告スベシ

一 地區ノ區域

二 改良事業施行者

第四條 前條ノ公告アリタルトキハ事業

施行者ハ一年以内ニ改良事業方法ヲ定

メ主務大臣ニ認可ノ申請ヲ爲スベシ

前項ノ認可アリタルトキハ事業施行者

ハ三月以内ニ事業ニ著手スベシ

事業施行者第一項ニ規定スル期間内ニ

改良事業方法ノ認可申請ヲ爲サズ又ハ

取消スコトヲ得

第五條 事業施行者ハ地區内居住者ヲ一

時収容スルニ必要ナル設備ヲ設ケベシ

特別ノ事情アルトキハ事業施行者ハ主

務大臣ニ認可ヲ受ケ前項ノ設備ヲ設ケ

ガルコトヲ得

第六條 事業施行者ハ地區内居住者ノ居

住ニ充ツベキ住宅ヲ其ノ地區内ニ建設

地上物件ノ除去其ノ他地區改良ノ爲必

要ナル事業ヲ行フベシ

第七條 事業施行者ハ地區内居住者ノ居

住ニ充ツベキ住宅ヲ其ノ地區内ニ建設

スベシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ

主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ地區

外ニ之ヲ建設スルコトヲ得

前項住宅ノ數ハ地區ノ指定アリタルト

現ニ地區内ニ居住スル者ノ世帯數ヲ下ルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第八條 改良事業ヲ施行シタル公共團體ハ前條ノ規定ニ依リ建設シタル住宅ノ管理方法ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クベシ

第九條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業施行者ニ對シ其ノ事業ノ施行ノ爲支出しスル經費ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

第十條 本法ニ依ル改良事業施行ノ爲必要アルトキハ事業施行者ハ地區内ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ノ收用又ハ使用スルコトヲ得

第十一條 前條ノ規定ニ依リ收用シタル土地ニシテ改良事業トシテ行フ建物ノ建設及公共ノ用ニ供セザルモノハ第六條ノ事業ノ完了後之ヲ賣却スペシ

第十二條 前條ノ規定ニ依ル土地ノ賣却ノ事業ノ完了ハ主務大臣ノ認定ヲ受クベシ

第十三條 前條ノ規定ニ依ル土地ノ賣却ハ左ニ掲タル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ競爭入札ニ依リ之ヲ行フベシ

第一 改良事業施行ノ爲收用セラレタル土地ノ全部又ハ一部ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル者又ハ其ノ相續人

第二 改良事業施行ノ爲收用セラレタル土地ニ關シ其ノ土地收用ノ際權利ヲ有シタル者(擔保權者ヲ除ク)又ハ其ノ相繼人

第三 改良事業施行ノ爲收用セラレタル土地ノ上ニ存シタル建物ヲ其ノ土地

前項ニ掲タル者一人ナルトキハ隨意契約ニ依リ賣却スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ賣却スルコトヲ得ガル土地ノ賣却ニ付テハ一般ノ競爭入札ニ依ルベシ

第十三條 第五條ノ規定ニ依ル一時收容設備ノ爲特別ノ必要アルトキハ事業施行者ハ地區附近ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ヲ使用スルコトヲ得

第十九條 第十七條第二項ノ規定ニ依ル收用審査會ノ決定ニ對シテ不服アル者ノ出訴ニ付テハ土地收用法第八十二條

前項ノ規定ニ依リ使用スル土地又ハ建築物其ノ他ノ工作物ハ主務大臣決定シ之ヲ公告スベシ

第十四條 本法ニ依ル改良事業施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ行政廳ハ地區内ノ建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命ジ又ハ其ノ占有者ニ對シ立退ヲ命ズルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ行政廳ガ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 第十條又ハ第十三條第一項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依ル土地收用法ノ適用ニ付テハ建物其ノ他ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス

第十六條 第十條又ハ第十三條第一項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ付テハ第一條第二項若ハ第二條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ地區ノ指定又ハ第十三條第二項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ付テハ第一條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ決定ヲ以テ土地收用法第十二條ノ規定ニ依ル事業ノ認定、第三條又ハ第十三條第二項ノ規定ニ依ル公告ヲ以テ土地收用法第十四條ノ規定ニ依ル公告ト看做ス

第十七條 第十四條ノ規定ニ依リ移轉又ハ立退ニ因リ損害ヲ受ケタルトキハ事業施行者ハ其ノ通常受クベキ損害ニ限り之ヲ補償スペシ

第十八條 第十四條ノ規定ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(粕谷義三君) 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○砂田重政君 議長(粕谷義三君) 砂田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス

○砂田重政君 議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ安藤正純君提出、東京市政ニ關スル緊急質問ヲ議題トシ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

〔拍手起立〕
○議長(粕谷義三君) 砂田君ノ動議ニハ成規ノ贊成アリト認メマス、此動議ヲ容ル、ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 砂田君ノ動議ニハ成規ノ贊成アリト認メマス、此動議ヲ容ル、ニ御異議アリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナイト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、――東京市政ニ關スル緊急質問、其趣旨聲明ヲ許シマス、安藤正純君

〔安藤正純君登壇〕
東京市政ニ關スル緊急質問(安藤正純君提出)

〔安藤正純君登壇〕

○安藤正純君 私ハ最近東京市會ニ起リマ

シタル重大問題ニ付キマシテ、自治體ノ監

他ノ少所得者ノ生活ノ安定向上ヲ圖リ、併セテ社會ノ福祉ヲ進致スコトハ、住宅政策トシテ最モ緊急ヲ要スルモノト謂ハナケレバナリマセヌ、是レ本案ヲ提出致ス所以デアリマス、而シテ本案ノ立案ニ付キマシテハ、曩ニ社會事業調査會ニ諸問題致シマシテ、不良住宅密集地區ノ改善方策ニ對スル答申ヲ得マシテ之ヲ參酌スルト共ニ、事業施行ノ圓滑ヲ期スルコトヲ留意致シタ次第デアリマス、此問題ハ社會政策上緊要ナル問題デアリマスカラ、何卒御審議ノ上ニ速ニ御協賛アランコトヲ希望致シマス

○議長(柏谷義三君) 日程第六、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣安達謙藏君登壇〕

○國務大臣(安達謙藏君) 不良住宅地區改良法案ノ提出理由ヲ簡略ニ説明致シマス、然

住宅政策ハ國民ノ實生活ニ關係スル所が最

モ緊密ナモノガアリマスノデ、政府ハ常ニ深ク意ヲ此ニ用ヒマシテ、各般ノ施設ヲ講

ジテ社會ノ福祉會進ヲ圖ルニ於テ遺漏ナカ

ランコトヲ期シテ居ル次第アリマス、然

ルニ都市人口ノ急激ナル増加ニ伴ヒマシ

テ、各地ニ不良住宅ノ密集地區ヲ現出スル

ニ至ダタノデアリマス、蓋シ是等ノ地區内ノ

居住者ハ概不勞働者、日傭人夫其他ノ少額

所得者デアリマシテ、其職業ノ關係上、市

街地ヲ遠ク離レテ居住スル能ザルノ實情ガ

アルノデアリマス、然ルニ是等ノ地域ハ多

クハ地盤ガ低下ナルガ爲メ濕潤ナルヲ免レ

ガゼルノミナラズ、其通路ハ狹隘錯雜ヲ極メ

マシテ、建物及居住ノ寢息狀態建物構造上

ノ缺陷及不良ナル管理ト相俟ナマシテ、地

區内居住者ノ生活狀態ヲ益々不良ナラシム、

衛生保安等ノ點ヨリ看過スベカラザルモノ

ガアリマス、尙ホ其精神上ニ及ボス影響ニ

至リマシテハ、洵ニ寒心ニ堪ヘザルモノガ

アリマシテ、延イテ一般社會生活ニ及ボス

影響亦頗ル重大ナルモノガアリマス、而シ

テ是等ノ不良住宅ノ密集地區中、約百戸以

上集團セルモノハ、大正十四年六月ノ調査

ニ依リマスルト、其地區數ハ二百十七箇

所、地區内ノ居住者世帯數ガ約七万二千

餘、其人口ガ三十万九千餘デアリマス、仍

テ不良住宅密集地區ニ對シ、整理改良ノ施

設ヲ行ヒ、以テ地區内ニ居住スル労働者其

所、地區内ノ居住者世帯數ガ約七万二千

レ、市民カラ看做サレテ居ル、其革新會ガ實ニ横暴ナル行動ヲ執フテ、自分ノ派ノ中デ意見ガ達、テ委員付託ニセヨト言フ議員ヲ壓迫シテ、壯士ヲ伴レテ來テ打撃、テシマウト云フヤウナコトヲシテ居ルノデアリマス、ソレガ革新派デアル、憲政會派デアルト云フテ東京市民カラ睨マレテ居ルノデアム、貴方ガサウ云フ風ニ御辯シニナリマシテモ、革新會ハ横暴ナ横車ヲ押通サウトシテ居ル派ハ憲政會デアルト云フコトハ、内務大臣ハ御否定ニナツテモ、市民ハ之ヲ知ツテ居ルト云フコトヲ今日此處デ申上ダテ置キマス（拍手）ソレカラ參與官ノコトデアリマス、是ハ聲ガ小サクテ聽取レマセヌデシタガ、現在參與官ノ在官當時ニ本當ノ職務デアル議會ノ方ヲ缺席シテモ、市會へ態と毎日足ヲ運ンデ、サウンテ色々ナ畫策ヲシテ居タコトハ、是ハ事實デアリマス、之ニ對シテ官吏服務規律ヲ適用シテ、モト嚴重ニ何故之ヲ取締ラナイノデアルカ、又サウ云フ失態ヲ仕出カシタ者ニ對シテ——何故之ニ對シテモト嚴重ナル處分ヲ行ハナイノカト云フコトヲ御聞キ申シタノデアリマス、併ナガラ之ニ對シテ別ニ御答辯が出來ナケレバ敢テ求メル必要モゴザイマヌ、唯、是ダケノヽトヲ申上げテ置キマス、又司法大臣ニ對シテ一言シテ置キマスガ、報告ヲ受ケテナイ、誰モサウ云フ報告ヲシナイデ居ルカモ知レナイ、サウ云フ後暗イコトガアッタ云フコトヲ、誰モダ報告シナイカモ知レナイ、併シ報告スルト云フノハ司法大臣ノ部下ニ居ル人ガヤルノデアルカラシテ、サウ云フ人ガ凡暗デアレバ、マダ貴方ノ所マデハ報告ガ届カナイ譯デス、併シ國家ノ政ハソレデハ困ル、ソレデハ帝都ノ、此輦轂ノ下ニアル東京市政ガ何時モ暗クナツテ困ル、今度又從來アタ醜怪ノ事實ガ茲ニ再現シヤウト云フコトヲ憂フルノデアリマス、世ノ中ニハモウ十分公然ノ秘密トシテ傳ツテ居

ル問題デアルカラ、既ニ捜査ノ手ヲ進メテ居ラレナケレバナラナイ、殊ニ斯ウ云フヤウナ色ニナモノヲ御採リニナル、探偵ヲ爲アル現司法大臣ノコトデアルカラシテ、既ニ調査ノ手ヲ御進メニナツカドウカ進メナケレバ早ク進メバナラヌト云フコトヲレル現司法大臣ノコトデアルカラシテ、既ニ調査ノ手ヲ御進メニナツカドウカ進メナケレバ早ク進メバナラヌト云フコトヲ質問シ、且ソ希望シタノデアリマス、商工大臣、文部大臣ノ答辯ハ勿論満足セヌガ、是デ省略ヲ致シテ置キマス○砂田重政君 再ビ議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ日程第二十九、北海道農地特別處理法案ヲ繰上ダテ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、引續キ其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス（「贊成」ト呼フ者アリ）○議長（柏谷義三君） 砂田君ノ日程變更ノ動議ニハ成規ノ贊成アリト認メマス○工藤鐵男君 私ハ此際質問ガアリマス、日程變更ノ動議ニ對シテ質問ガアリマス○議長（柏谷義三君） 動議ハ既ニ議題二ナツテ居リマス、成立シテ居リマス、工藤鐵男君○工藤鐵男君 此席ヨリ御許ヲ願ヒタイ、案件ハ澤山アルノデアリマスガ、此北海道農地特別處理法ト云フモノハ昨日終了致シマシテ、未ダ吾々ハ其詳細ナル委員會ノ筆記スラモ得ナイヤウナ狀態デアリマス、澤山ナ重要案件ヲ控ヘテ僅カ四時間ノ間ノミ審議ヲシテ、六千万圓ノ公債ヲ發行スルト云フコトヲ直ニ日程ヲ變更シテ、重要ナル案ヲ第二ニ廻ハスト云フ理由ハ何處ニ在ルカト云フコトヲ、私ハ發言者ニ質問致シタイノデアリマス、明快ナル御答辯ヲ願ヒマス、是ハ從來ノ先例ニ依リマシテモ、議員提出ノ案ノ前ニ當ツテ、委員長ノ報告ヲスベキ狀態ニマヂ進ンデ居リマスル 日程ノ上テ居ル場合ニハ、其第一讀會ノ續キヲ開クト云フコトガ、從來ノ先例ニナツテ居ルノデゴザイマス、其先例ニ依ツテ、本日午前十時憲政會ノ諸君、本黨ノ諸君ト、政友會ノトモウ十分公然ノ秘密トシテ傳ツテ居

ノ人ニガ相集テ一致シテ、是ハ日程ヲ變更シテ、茲ニ上スト云フ約束ガ成立致シテ居ラレナケレバナラナイ、殊ニ斯ウ云フヤウナ色ニナモノヲ御採リニナル、探偵ヲ爲アルノデアリマス、決シテ此重大ノ案ヲ咄嗟ス、何卒此意味ニ於テ此日程ハ變更セラレマシテ、直ニ審議セテレントコトヲ望ミマス（「執ツタモノハ断ジテナイノデゴザイマス」）○議長（柏谷義三君） 採決ヲ致シマス○工藤鐵男君 私ノ趣旨ガ徹底シナイヤウマシテ、直ニ審議セテレントコトヲ望ミマス○議長（柏谷義三君） 採決ヲ致シマス○工藤鐵男君 私ハ此際質問ガアリマスカ、是デアリマスカラ、應御許ヲ願ヒタイ○議長（柏谷義三君） 何デスカ、マダ質疑デスカ○議長（柏谷義三君） 討論ハ許シマセヌ○工藤鐵男君 唯、先例ノミヲ以テヤルト云フコトデゴザイマスレバ、現ニニ相當案ガアルノデアリマス……○議長（柏谷義三君） 採決ヲ致シマス、砂田君ノ日程變更ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス（「贊成者起立」）○議長（柏谷義三君） 起立多數ト認メマス、日程ハ變更セラレマシタ（此時發言スル者多シ）○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス、日程第二十九北海道農地特別處理法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス○議長原夫次郎君

經過並ニ結果ヲ御報告申上ダマス、此委員會ハ前後三回ニ亘テ會議ヲ致シマシテ、其審議ハ殆ド十二時間ニ亘ツテ審議ヲ致シタノデアリマス（發言スル者アリ）○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス○原夫次郎君（續） 而シテ提案者側、政府側、反對者ト各三ツ巴ニナツテ、色ニ論議ヲ闘ハサレタ委員會デアリマス、先づ大體ノ議論ハ、政府側ニ於キマシテハ、本案ハ政府カラ別ニ提案致シテアル所ノ北海道拓殖第一期計畫ガ提案ニナツテ居ルノデアルカラ、此案ガ成立致シテ、此計畫ノ遂行ノ結果ニ鑑ミマシテモ、本案ハ其時ニ之ヲ考慮ヲ致シテ如何デアルカ、斯ウ云フ主張デアルノデアリマス、又反對側ニ於キマシテハ、主トシテ憲政會側ノ委員諸君ニ依ツテ提倡致サレタノデアリマスガ、其意見ノ大要ハ、既ニ北海道拓殖第二期計畫ト云フモノガ提案ニナツテ居ル以上ハ、本案ハ全ク此北海道拓殖ノ所謂屋上三屋ヲ築クヤウナ有様デアル、其意味ニ於テ色ニナ質問應答ヲ加ヘラレタノデアリマス、又本案ノ提案者側並ニ其賛成側ニ於キマシテノ主張ハ、全體此北海道ノ土地ト云フモノニ付キマシテハ、是ハ内地ト趣ヲ異ニ致シテ居ルノデアリマシテ、目下人口若クハ食糧問題ヲ解決シナケレバナラナイ場合ニ、北海道ノ拓殖ニ付テハ特別ナル眼識ヲ以テ、特別ナル政策ニ基イテ、特ニ此處理法案ヲ提出致シテ、拓殖ノ歩歩ヲ進メナケレバナラヌノデアツテ、繼々拓殖第一期計畫ガアッテモ、本案トハ決シテ矛盾衝突スルモノデハナインデアル（「ヒヤー」）斯ウ云フ見解ニ基キマシテ、結局委員會ニ於キマシテハ、委員長タル私ヲ除イテ贊否兩者トモ同數デアツタノデアリマス、ソコデ私ハ此案ニ贊成ヲ致シマシテ、多數ヲ以テ本案ハ委員會ニ於テ可決相成シタノデアリマス、此段御報告ヲ申上ダマス（拍手）○議長（柏谷義三君） 本案ニ對シテハ質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス、工藤鐵男君○工藤鐵男君 此席ヨリ御許シヲ願ヒマス

○議長(柏谷義三君) 登壇ヲ願ヒマヌ

〔工藤鐵男君登壇〕

○工藤鐵男君 只今本案ニ關スル原委員長

ノ御報告ガアリマシタ、議論ノ要點ハ拜聽致

シマシタガ、六千萬ノ圓ノ交付公債ヲ發行

スル此大ナル法案ノ、而モ新事業ノ基礎ニ

付テノ何等ノ御報告ガ無イノヲ私ハ悲シム

者デアリマス、又委員會ノ記録ニ依リマス

レバ、大法案ハ僅カ四時間ソコーノ時間

ノ間ニ質問應答ヲ重ネラレテ、討論ニ這

入テ居ルモノデアル、此ニ於テ吾々ハ本

禁ニ對スル態度ヲ決スル爲必要ナル要件

ハ、利用スペキ土地、此法律案ガ成立シタ

曉ニ、其適用ヲ受ケテ而シテ其利用スペキ

土地ガ如何ナル面積ニアツテ、如何ナル價格

デアルカト云フコトニ付テ、私共ハ明ニ致

シタノノデアリマス、委員會ノ速記ガ出來

マシタナラバ、私共ノ疑問ノ一部ヲ諒解シ

得ルノ途ガアリマセウカ知リマセヌガ、只

今ノ所ニ於テハ其途ノ無イノヲ認ニ遺憾ト

スルノデアリマス、第一御尋シタノハ、

委員會ニ於テ本案提出者ノ主張セラレテ居

ル農耕ニ適スル民有地ニシテ、全ク未墾ノ

儘ニ放棄セラレ、又ハ其利用ノ完キヲ得サ

ルモノ等約百二十万町歩アル、此民有地ガ

多クアルカ爲ニ、開墾ヲ阻碍セラレテ居ル

ト云フ所ノ主張ハ、本案ノ成立ノ大ナル原

因ヲ成シテ居ルノデアリマス、然ラバ委員

長ニ對シテ先ゾ以テ伺ヒマスルノハ、本法

案提出ノ理由書中ニ在ル百二十万町歩ノ中、

如何ナル種類ノ地目、加何ナル面積、而モ

之ヲ例ヘハ上中下ニ分シタナラバ、大體ニ

於テドレダケノ價格ヲ以テ之ヲ買收スルノ

デアルカト云フコトハ、委員會ニ於テ明瞭

テ以來稀ニ見ル所ノ醜怪トナル分子ヲ含ン

テ居ルノテアリマス、何故カトナレバ、假

ニ百二十万町歩ノ土地ハアリト致シマシテ、是等ハ數年ニ亘テ地上ノ材木ヲバ伐去テ相當價格ノアルモノヲ懷口ニ入レテ、

私共ハ幾多ノ疑問ト、而モ更ニ進シテ實情ヲ討究致シマスルト云フト、衆議院創マッテ以來稀ニ見ル所ノ醜怪トナル分子ヲ含ンテ居ルノテアリマス、何故カトナレバ、假ニ百二十万町歩ノ土地ハアリト致シマシテ、是等ハ數年ニ亘テ地上ノ材木ヲバ伐去テ相當價格ノアルモノヲ懷口ニ入レテ、

而シテ十年五年ソレヲ其儘ニ放置シテ居ス(拍手)又其土地ヲ收用シテ利用スル場合ノ問題、其適用ヲ受ケテ而シテ其利用スペキノ何等ノ御報告ガ無イノヲ私ハ悲シム者デアリマス、又委員會ノ記録ニ依リマスレバ、大法案ハ僅カ四時間ソコーノ時間ノ間ニ質問應答ヲ重ネラレテ、討論ニ這入テ居ルモノデアル、此ニ於テ吾々ハ本禁ニ對スル態度ヲ決スル爲必要ナル要件ハ、利用スペキ土地、此法律案ガ成立シタ晓ニ、其適用ヲ受ケテ而シテ其利用スペキ土地ガ如何ナル面積ニアツテ、如何ナル價格デアルカト云フコトニ付テ、私共ハ明ニ致シタノノデアリマス、委員會ノ速記ガ出來マシタナラバ、私共ノ疑問ノ一部ヲ諒解シ得ルノ途ガアリマセウカ知リマセヌガ、只今ノ所ニ於テハ其途ノ無イノヲ認ニ遺憾トスルノデアリマス、第一御尋シタノハ、

委員會ニ於テ本案提出者ノ主張セラレテ居ル農耕ニ適スル民有地ニシテ、全ク未墾ノ儘ニ放棄セラレ、又ハ其利用ノ完キヲ得サルモノ等約百二十万町歩アル、此民有地ガ多クアルカ爲ニ、開墾ヲ阻碍セラレテ居ルト云フ所ノ主張ハ、本案ノ成立ノ大ナル原因ヲ成シテ居ルノデアリマス、然ラバ委員長ニ對シテ先ゾ以テ伺ヒマスルノハ、本法案提出ノ理由書中ニ在ル百二十万町歩ノ中、如何ナル種類ノ地目、加何ナル面積、而モ之ヲ例ヘハ上中下ニ分シタナラバ、大體ニ於テドレダケノ價格ヲ以テ之ヲ買收スルノデアルカト云フコトハ、委員會ニ於テ明瞭テ以來稀ニ見ル所ノ醜怪トナル分子ヲ含ンテ居ルノテアリマス、何故カトナレバ、假ニ百二十万町歩ノ土地ハアリト致シマシテ、是等ハ數年ニ亘テ地上ノ材木ヲバ伐去テ相當價格ノアルモノヲ懷口ニ入レテ、

而シテ十年五年ソレヲ其儘ニ放置シテ居ス(拍手)又其土地ヲ收用シテ利用スル場合ノ問題、其適用ヲ受ケテ而シテ其利用スペキノ何等ノ御報告ガ無イノヲ私ハ悲シム者デアリマス、又委員會ノ記録ニ依リマスレバ、大法案ハ僅カ四時間ソコーノ時間ノ間ニ質問應答ヲ重ネラレテ、討論ニ這入テ居ルノテアリマス、委員會ノ速記ガ出來マシタナラバ、私共ノ疑問ノ一部ヲ諒解シ得ルノ途ガアリマセウカ知リマセヌガ、只今ノ所ニ於テハ其途ノ無イノヲ認ニ遺憾トスルノデアリマス、第一御尋シタノハ、

委員會ニ於テ本案提出者ノ主張セラレテ居ル農耕ニ適スル民有地ニシテ、全ク未墾ノ儘ニ放棄セラレ、又ハ其利用ノ完キヲ得サルモノ等約百二十万町歩アル、此民有地ガ多クアルカ爲ニ、開墾ヲ阻碍セラレテ居ルト云フ所ノ主張ハ、本案ノ成立ノ大ナル原因ヲ成シテ居ルノデアリマス、然ラバ委員長ニ對シテ先ゾ以テ伺ヒマスルノハ、本法案提出ノ理由書中ニ在ル百二十万町歩ノ中、如何ナル種類ノ地目、加何ナル面積、而モ之ヲ例ヘハ上中下ニ分シタナラバ、大體ニ於テドレダケノ價格ヲ以テ之ヲ買收スルノデアルカト云フコトハ、委員會ニ於テ明瞭テ以来稀ニ見ル所ノ醜怪トナル分子ヲ含ンテ居ルノテアリマス、何故カトナレバ、假ニ百二十万町歩ノ土地ハアリト致シマシテ、是等ハ數年ニ亘テ地上ノ材木ヲバ伐去テ相當價格ノアルモノヲ懷口ニ入レテ、

而シテ十年五年ソレヲ其儘ニ放置シテ居ス(拍手)又其土地ヲ收用シテ利用スル場合ノ問題、其適用ヲ受ケテ而シテ其利用スペキノ何等ノ御報告ガ無イノヲ私ハ悲シム者デアリマス、又委員會ノ記録ニ依リマスレバ、大法案ハ僅カ四時間ソコーノ時間ノ間ニ質問應答ヲ重ネラレテ、討論ニ這入テ居ルノテアリマス、委員會ノ速記ガ出來マシタナラバ、私共ノ疑問ノ一部ヲ諒解シ得ルノ途ガアリマセウカ知リマセヌガ、只今ノ所ニ於テハ其途ノ無イノヲ認ニ遺憾トスルノデアリマス、第一御尋シタノハ、

委員會ニ於テ本案提出者ノ主張セラレテ居ル農耕ニ適スル民有地ニシテ、全ク未墾ノ儘ニ放棄セラレ、又ハ其利用ノ完キヲ得サルモノ等約百二十万町歩アル、此民有地ガ多クアルカ爲ニ、開墾ヲ阻碍セラレテ居ルト云フ所ノ主張ハ、本案ノ成立ノ大ナル原因ヲ成シテ居ルノデアリマス、然ラバ委員長ニ對シテ先ゾ以テ伺ヒマスルノハ、本法案提出ノ理由書中ニ在ル百二十万町歩ノ中、如何ナル種類ノ地目、加何ナル面積、而モ之ヲ例ヘハ上中下ニ分シタナラバ、大體ニ於テドレダケノ價格ヲ以テ之ヲ買收スルノデアルカト云フコトハ、委員會ニ於テ明瞭テ以来稀ニ見ル所ノ醜怪トナル分子ヲ含ンテ居ルノテアリマス、何故カトナレバ、假ニ百二十万町歩ノ土地ハアリト致シマシテ、是等ハ數年ニ亘テ地上ノ材木ヲバ伐去テ相當價格ノアルモノヲ懷口ニ入レテ、

而シテ十年五年ソレヲ其儘ニ放置シテ居ス(拍手)又其土地ヲ收用シテ利用スル場合ノ問題、其適用ヲ受ケテ而シテ其利用スペキノ何等ノ御報告ガ無イノヲ私ハ悲シム者デアリマス、又委員會ノ記録ニ依リマスレバ、大法案ハ僅カ四時間ソコーノ時間ノ間ニ質問應答ヲ重ネラレテ、討論ニ這入テ居ルノテアリマス、委員會ノ速記ガ出來マシタナラバ、私共ノ疑問ノ一部ヲ諒解シ得ルノ途ガアリマセウカ知リマセヌガ、只今ノ所ニ於テハ其途ノ無イノヲ認ニ遺憾トスルノデアリマス、第一御尋シタノハ、

委員會ニ於テ本案提出者ノ主張セラレテ居ル農耕ニ適スル民有地ニシテ、全ク未墾ノ儘ニ放棄セラレ、又ハ其利用ノ完キヲ得サルモノ等約百二十万町歩アル、此民有地ガ多クアルカ爲ニ、開墾ヲ阻碍セラレテ居ルト云フ所ノ主張ハ、本案ノ成立ノ大ナル原因ヲ成シテ居ルノデアリマス、然ラバ委員長ニ對シテ先ゾ以テ伺ヒマスルノハ、本法案提出ノ理由書中ニ在ル百二十万町歩ノ中、如何ナル種類ノ地目、加何ナル面積、而モ之ヲ例ヘハ上中下ニ分シタナラバ、大體ニ於テドレダケノ價格ヲ以テ之ヲ買收スルノデアルカト云フコトハ、委員會ニ於テ明瞭テ以来稀ニ見ル所ノ醜怪トナル分子ヲ含ンテ居ルノテアリマス、何故カトナレバ、假ニ百二十万町歩ノ土地ハアリト致シマシテ、是等ハ數年ニ亘テ地上ノ材木ヲバ伐去テ相當價格ノアルモノヲ懷口ニ入レテ、

此北海道ト僅ニ一衣帶水ノ青森ノ選出デアル、北海道ニ付テハ餘程進ンダル知識ヲ御持チニナツテ居ル方ト吾々ハ常ニ考ヘテ居タ、一體今ノ質問ハ何デアリマスカ、モウ少シ言ヲ謹ン戴キタイ、先づ第一番ニ、本委員會ハ僅ニ四時間デ終タナドニ云フコトハ、誰カラサウ云フコトヲ聞イタノデアルカ、此委員會ハ二日ニ瓦リ、一度ハ午前正十時カラ始んど午後ノ一時迄續ケ、二回目ハ更ニ午前ノ十時カラ午後ノ一時前迄續ケテ、更ニ今度ハ午後ニ瓦ツテハ、一時半カラ三時半四時頃迄繼續致シタノデアル、其處デ工藤君ハ私ガ申上ゲタ基礎アル數字ニ依テ其御計算ヲナスッタナラバ、是ガ四時間デアルト云コトハ言ヘナイグラウト思フ、又質問應答ニ付テハ、是ハ委員諸君ガ十分ナル御見識ノアル方々デアリマス爲ニ、總テ質問應答ハ要點ダケニ向テ行ハレタノデアリマス、又政府委員ノ説明ニ依テモ、委員諸君ノ質問應答ニ依テモ、一體此法律案ノ如キモノハ、既ニ我が帝國議會ニ現ハレタル幾多ノ議案ガアツノデアル、或ハ數年前、或ハ十數年前ニ於テ、同様ナル法案ガ提案ニ相成テ居ル、又北海道ニ於キマシテハ、最近北海道會ニ於テ：

〔「嘘ヲ言フナ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ〕

○議長(糸谷義三君) 静肅ニ願ヒマス

○原夫次郎君(續) 北海道會ニ於テ、滿場一致デ此法案ノ決議ガ相成テ居ル〔ノウノウト呼フ者アリ〕是等ノ點ニ鑑ミマシタナラバ、先程工藤君ガ言ハレタヤウナ何カ醜怪ノ事實ダトカ何トカ云フヤウナ事ノ無イト云フコトハ、モウ俵政府委員ニデモ、ナシテカラ此處ヘサウニ云フ問題ヲ起サナケレバイカヌ(拍手)進ンデ御尋ニタ第一點カラ第四點ニ付テ御答ヲ致シマス、第一ニ此未開地百二十万町歩ノ中買收スペキ面積ハドレダケノ町數デアルカ、又買收スルノニ價格ノ見越ハドウデアルカ、斯ウニ云フ問題ニ付テ、如何ナル質問應答ガアツカト

ハ此點ニ付テ十分ナル質問應答ガアリマシテ、是ハ此法案ニ定メテ居ルガ如ク、此法律ガ一旦制定致サレマシタナラバ、此法律ニ規定シテアルガ如ク別ニ北海道ニ於テ北海道農地特別處理委員會ト云フモノガ出來ルノデアリマス、此處理委員會ニ於テ總チソレ等ノ問題ヲ決シテ、而シテ此北海道長官タル政府ノ力ニ依シテ此法律ノ運用ヲ爲ス、斯ウ云フ事ニ此法律自體デ定メテ居ルノデアリマス、又此法律デ定メテ居ル所ノ此六千万圓ヲ限テ公債ヲ發行スルコトガ出來ルト云フ、此根本ハドウスル考デアルカ、斯ウ云フヤウナ御尋等アルノデアリマスガ、是ハ讀ンデ字ノ如ク、此法案ニ規定シテアル如ク、若シ法律ガ制定ニナツタラバ、此公債ヲ處理法ニ基イテ發行ヲ致スノデアリマス、ソレカラ第一點ト致シテ、北海道デハ土地ノ拂下ヲ受ケテ、毛上ノ材木ヲ賣渡ス、其殘タ土地ニ付テ隨分荒廢致シテ居ル、之ヲ買上げスルト云フ場合ニ於テ、憲法ノ所有權ノ保障ト矛盾スルノデヤナイカト云フ御尋ガアツノデアリマス、此點ニ付テハ委員會デ政府當局ト十分ニ質問應答ガアツタノスルト云フ場合ニ於テ、憲法ノ所有權ノ保障ト矛盾スルノデヤナイカト云フ御尋ガシマシテハ、多少サウ云フ嫌ガアルカモ知レナインノデアルガ、併ナガラ其點ハ免モ角ト致シマシテ、第一番三第二期計畫ト云フモノヲ、政府が提案シ來テ居ルノデアルカラ、先づ此法案ノ實質ニ付テ反對デアルト云フヤウナ意見デアツタノデアリマス、而シテ提案者側ニ於テ、既ニ此點ニ付テ辯明ヲ致サレタノハ、先づ今日ノ我國ノ食糧問題、人口問題ヲ解決スル非常ナル大キナ公益問題ヲ提ゲテ、此法案ト云フモノガ出テ居ルノデアルカラ、隨テ此處理法ノ上カラ云フト、全部ソレハ公益問題デアルガ故ニ、公用徵收ノ規定ヲ適用スルノハ當然デアルテ、決シテ憲法違反ニハナラナイノデアルト云フ答テアツタノデアリマス、又第三ノ御答ト致シマシテ、一體此法律ハ總テ細イ所ノ事柄ハ勅令ニ讓テ居ルノデアルガ、何カ此勅令ト云フコトノ審究ヲ致シタカド

ト云フヤウナ事ノ如キマシテモ、或ハ又種々ナル情實ガ行ハレテ奇怪ナル所ノ手段ニ依テ、モノガアルト考ヘテ居ルノデアリマス、財源ノ點カラ見マシテモ、或ハ又種々ナル情實ガ行ハレテ奇怪ナル所ノ手段ニ依テ、此土地ノ處理問題ガ屢々世上ノ問題ニナルト云フコトモ今ヨリ豫測スルニ難カラタイ、更ニ又一面ニ於キマシテハ假令公益ノ爲トハ申シナガラ、此所有權ヲ確保スル點ニ拘ラズ、法律ノ委任トハ申シナガラ、微細タル地方長官ニ此權限ヲ託スルト云フガ如キハ、實ニ危險至極ナリト信ジテ居リマスカラ、以上ノ點ニ對シテ政府ノ御答ヲ御願致シマス

〔政府委員俵孫一君登壇〕

○政府委員(俵孫一君) 工藤君ノ御尋ノ北海道ニ於テ所有スル私有地ノ千町歩以上ノモノ、筆數及其姓名ノ御尋ガアリマシタガ、筆數ハ千町歩以上ノモノカ百四十七、

其總段別分三十一萬七千二百九十八町歩デアリマスガ、此各人ノ人名ハ一部分ハ此處ニタ方ガ宜カラウト思ヒマス、然ラバ膽振支廳管内ニ於テ北海道炭礦汽船株式會社、是ガ四千四百九十二町歩、ソレカラ石狩支廳管内デ妻阿蘇男ト云フ外十名、是ガ千五百コトデアリマス、委員會ニ於キマシテハドレダケノ町數デアルカ、又買收スルノニ價格ノ見越ハドウデアルカ、斯ウニ云フ問題ニ付テ、如何ナル質問應答ガアツカト

○政府委員(俵孫一君) 只今ノ工藤君ノ御尋ハ、要スルニ本案ニ付テノ政府ノ見ル所ノ御尋デアルト考ヘマス、勿論本案ガ衆議院ヲ通過シマスルシ、又貴族院ニ於テ通過シタ曉ニ於キマシテ如何ニスルカハ、只今御答スル限リデハアリマセヌ、併ナガラ本案ニ付テ政府ガ如何ニ考フルカト云フ意味ノ御尋ニ付キマシテハ、此國際政府ノ所見ヲ一應御詫ヲ申上ゲ置イタ方ガ、御審議ノ御

便宜デアルカト考ヘルノデアリマス、本案ニ付キマシテハ只今御問ノ土地收用ニ關係ルコトデアリマス、本案ハ其土地ノ買得ニ付キマシテハ勿論任意ノ買收ヲスルガ、若シ其任意ノ買收ニ應セザル場合ニ於キマシテハ、公力ヲ以テ強制收用スルト云フコトニ規定ガ相成ツテ居ルノデアリマス、此土地收用法ヲ適用シテ、公力ヲ以テ所有權ヲ強制買收スルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ立法上餘程重大問題デアリマス、御承知ノ通リニ土地收用法ハ官ガ直接ニ其土地ヲ公共ノ用ニ供スルカ、又ハ官業ノ用ニ供スルカ、將又民間ノ事業ト雖モ、例ヘハ鐵道軌道ノ如ク其事業ガ公益ノ爲ニ必要デアル場合ニ於テ、其事業認定ヲ内閣ニ於テ致シマシテ、之ニ對シテ土地收用法ノ適用ヲ許シテ居ルノデアリマス、此何レノ場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマシテハ、其土地ヒノガ局限的ニ必要デアルト云フ場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマス所ノ其土地ハ、是非共其土地ニ限ルト云フ性質ノモノデハアリマセヌ、何處デモ構ハナイ、恐ラクハ此法案ノ其買收ニ關スル趣意ハ、目下北海道ニ於テハ國有未開地ヲ一般ニ特定ヲ以テ拂下ゲテ居ルシ、即チ安ク拂下ダテ居ルシ、又小面積ニ於テハ只吳レテ居ル時代デアルノデアリマスルガ、併ナガラ段々土地ガ拂下グラレテ、最早交通不便ノ處ナケンベ、國有未開地ハ殘ラヌノデアリマスルガ、交通ノ便ナ所ノ土地ニ付キマシテハ、其民有地ヲ其所有者ヨリ任意土地ヲ買上ダテ、ソレヲ分割賣買スルト云フコトノ趣意デアルノデアリマス、併ナガラ斯ウ云フ小農扶植ノ精神ニ於テ其土地ニ限定シテ一局限シテ其土地ニ付キマシテハ、其民有地ヲノデアリマス、是非トモサウデナケレバナラト云フ趣意デハアリマス、併ナガラ斯ウ云フ小農扶植ノ精神ニ於テ其土地ニ限定シテ一限のノ土地ヲ要スルト云フ意義ニ於ケル土地收用法ヲ適用シ、強力ヲ以テ民有地ヲ強制買收スルト云フガ如キコトハ、是レ恰モ

茲ニ於テ議論ガアリマスル如ク、憲法止儀ニ付キマシテハ只今御問ノ土地收用ニ關係ルコトデアリマス、本案ハ其土地ノ買得ニ付キマシテハ勿論任意ノ買收ヲスルガ、若シ其任意ノ買收ニ應セザル場合ニ於キマシテハ、公力ヲ以テ強制收用スルト云フコトニ規定ガ相成ツテ居ルノデアリマス、此土地收用法ヲ適用シテ、公力ヲ以テ所有權ヲ強制買收スルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ立法上餘程重大問題デアリマス、御承知ノ通リニ土地收用法ハ官ガ直接ニ其土地ヲ公共ノ用ニ供スルカ、又ハ官業ノ用ニ供スルカ、將又民間ノ事業ト雖モ、例ヘハ鐵道軌道ノ如ク其事業ガ公益ノ爲ニ必要デアル場合ニ於テ、其事業認定ヲ内閣ニ於テ致シマシテ、之ニ對シテ土地收用法ノ適用ヲ許シテ居ルノデアリマス、此何レノ場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマシテハ、其土地ヒノガ局限的ニ必要デアルト云フ場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマス所ノ其土地ハ、是非共其土地ニ限ルト云フ性質ノモノデハアリマセヌ、何處デモ構ハナイ、恐ラクハ此法案ノ其買收ニ關スル趣意ハ、目下北海道ニ於テハ國有未開地ヲ一般ニ特定ヲ以テ拂下ゲテ居ルシ、即チ安ク拂下ダテ居ルシ、又小面積ニ於テハ只吳レテ居ル時代デアルノデアリマスルガ、併ナガラ段々土地ガ拂下グラレテ、最早交通不便ノ處ナケンベ、國有未開地ハ殘ラヌノデアリマスルガ、交通ノ便ナ所ノ土地ニ付キマシテハ、其民有地ヲ其所有者ヨリ任意土地ヲ買上ダテ、ソレヲ分割賣買スルト云フコトノ趣意デアルノデアリマス、是非トモサウデナケレバナラヌノデハアリマス、併ナガラ斯ウ云フ小農扶植ノ精神ニ於テ其土地ニ限定シテ一限のノ土地ヲ要スルト云フ意義ニ於ケル土地收用法ヲ適用シ、強力ヲ以テ民有地ヲ強制買收スルト云フガ如キコトハ、是レ恰モ

茲ニ於テ議論ガアリマスル如ク、憲法止儀ニ付キマシテハ只今御問ノ土地收用ニ關係ルコトデアリマス、本案ハ其土地ノ買得ニ付キマシテハ勿論任意ノ買收ヲスルガ、若シ其任意ノ買收ニ應セザル場合ニ於キマシテハ、公力ヲ以テ強制收用スルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ立法上餘程重大問題デアリマス、御承知ノ通リニ土地收用法ハ官ガ直接ニ其土地ヲ公共ノ用ニ供スルカ、又ハ官業ノ用ニ供スルカ、將又民間ノ事業ト雖モ、例ヘハ鐵道軌道ノ如ク其事業ガ公益ノ爲ニ必要デアル場合ニ於テ、其事業認定ヲ内閣ニ於テ致シマシテ、之ニ對シテ土地收用法ノ適用ヲ許シテ居ルノデアリマス、此何レノ場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマシテハ、其土地ヒノガ局限的ニ必要デアルト云フ場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマス所ノ其土地ハ、是非共其土地ニ限ルト云フ性質ノモノデハアリマセヌ、何處デモ構ハナイ、恐ラクハ此法案ノ其買收ニ關スル趣意ハ、目下北海道ニ於テハ國有未開地ヲ一般ニ特定ヲ以テ拂下ゲテ居ルシ、即チ安ク拂下ダテ居ルシ、又小面積ニ於テハ只吳レテ居ル時代デアルノデアリマスルガ、併ナガラ段々土地ガ拂下グラレテ、最早交通不便ノ處ナケンベ、國有未開地ハ殘ラヌノデアリマスルガ、交通ノ便ナ所ノ土地ニ付キマシテハ、其民有地ヲ其所有者ヨリ任意土地ヲ買上ダテ、ソレヲ分割賣買スルト云フコトノ趣意デアルノデアリマス、是非トモサウデナケレバナラヌノデハアリマス、併ナガラ斯ウ云フ小農扶植ノ精神ニ於テ其土地ニ限定シテ一限のノ土地ヲ要スルト云フ意義ニ於ケル土地收用法ヲ適用シ、強力ヲ以テ民有地ヲ強制買收スルト云フガ如キコトハ、是レ恰モ

茲ニ於テ議論ガアリマスル如ク、憲法止儀ニ付キマシテハ只今御問ノ土地收用ニ關係ルコトデアリマス、本案ハ其土地ノ買得ニ付キマシテハ勿論任意ノ買收ヲスルガ、若シ其任意ノ買收ニ應セザル場合ニ於キマシテハ、公力ヲ以テ強制收用スルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ立法上餘程重大問題デアリマス、御承知ノ通リニ土地收用法ハ官ガ直接ニ其土地ヲ公共ノ用ニ供スルカ、又ハ官業ノ用ニ供スルカ、將又民間ノ事業ト雖モ、例ヘハ鐵道軌道ノ如ク其事業ガ公益ノ爲ニ必要デアル場合ニ於テ、其事業認定ヲ内閣ニ於テ致シマシテ、之ニ對シテ土地收用法ノ適用ヲ許シテ居ルノデアリマス、此何レノ場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマシテハ、其土地ヒノガ局限的ニ必要デアルト云フ場合ニ於キマシテモ、其收用スル場合ニ於キマス所ノ其土地ハ、是非共其土地ニ限ルト云フ性質ノモノデハアリマセヌ、何處デモ構ハナイ、恐ラクハ此法案ノ其買收ニ關スル趣意ハ、目下北海道ニ於テハ國有未開地ヲ一般ニ特定ヲ以テ拂下ゲテ居ルシ、即チ安ク拂下ダテ居ルシ、又小面積ニ於テハ只吳レテ居ル時代デアルノデアリマスルガ、併ナガラ段々土地ガ拂下グラレテ、最早交通不便ノ處ナケンベ、國有未開地ハ殘ラヌノデアリマスルガ、交通ノ便ナ所ノ土地ニ付キマシテハ、其民有地ヲ其所有者ヨリ任意土地ヲ買上ダテ、ソレヲ分割賣買スルト云フコトノ趣意デアルノデアリマス、是非トモサウデナケレバナラヌノデハアリマス、併ナガラ斯ウ云フ小農扶植ノ精神ニ於テ其土地ニ限定シテ一限のノ土地ヲ要スルト云フ意義ニ於ケル土地收用法ヲ適用シ、強力ヲ以テ民有地ヲ強制買收スルト云フガ如キコトハ、是レ恰モ

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス
○政府委員(俵孫一君)(續) 實際ニ實行不^能ニ終ルデアラウト私ハ思フノデアリマス
(拍手)又他面ニ於キマシテハ、此法案ニ依リマスト公債交付、即チ買得又ハ強制賣買
ノ價ニ對シマシテハ、公債ヲ交付スルト云
○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス
○田崎信藏君(續) 提案者ノ御説明モ十分ニ盡サレテ居ラヌヤウデアリマス(早マッ

タコトヲ言フナ「ト呼フ者アリ」私ハ早マ
 テ居ルノデハナイ、委員會ノ經過が分ラナ
 イ、ソレガ爲ニ此案ハ世間ニモ可ナリ風評
 ノ多イ所ノ案デアル（拍手）前刻政友會ノ安
 藤君ガ緊急質問ヲサレタ如ク、斯様ナ案ニ
 對シマシテハ慎重ニ審議スル必要ガアリマ
 スルガ故ニ、本案ハ審議ヲ延期セラレント
 トノ動議ヲ私ハ茲ニ提出シマス（拍手）
 ○議長（柏谷義三君）此動議ニ對シテ贊成
 ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス、井
 本常作君（发言スル者アリ）静肅ニ願ヒマス
 ○井本常作君私ハ此動議ニ贊成スル者デ
 アリマス、本案ニ付キマシテハ田崎君モ申
 サレタ通り、吾々ノ手許ニ於キマシテハマ
 ダ委員會ニ於ケル詳細ノ速記録ヲ拜見致シ
 マセヌ、ソレガ爲ニ此審査材料ニ付キマシ
 テハ甚ダ乏シイノデアリマスカラ、之ヲ延
 期致シマシテ、慎重ニ審議セラレンコトヲ
 希望スルノデアリマス（拍手）
 ○議長（柏谷義三君）森田金藏君——森田
 君○武藤山治君森田君ハ只今席ニ居リマセ
 ヌカラ私ガ代、テ……
 [議場騒然]

○議長（柏谷義三君）靜ニ御聽キ下サイ
 ——靜ニ願ヒマス、武藤君ハ改メテ发言ヲ
 通告セラレタノデアリマス、武藤山治君
 [武藤山治君登壇]
 ○武藤山治君私ハ田崎君ノ提出セラレマ
 シタ本議案ヲ議スルコトヲ延期スル動議ニ
 賛成致シマス（拍手）凡ソ議會ニ於テ、憲政會ノ一
 派ト稱セラル、革新會カ急イデ居ル所ノ議
 案、此議案ニ對シテ安藤君ガ言ハレタ所ハ
 正ニ此場合ニ私ハ適應スルモノデアラウト
 思フ（拍手、發言スル者多シ）
 ○議長（柏谷義三君）靜肅ニ願ヒマス
 ○武藤山治君（續）諸君……（發言スル者
 多シ）
 ○議長（柏谷義三君）靜肅ニ願ヒマス
 静肅ニ願ヒマス
 ○武藤山治君（續）諸君……（發言スル者
 多シ）

多シ

否トスル者 青票 百六十三

○議長（柏谷義三君）靜肅ニ願ヒマス
 ○武藤山治君（續）諸君、議會ハ尙少數十
 日ノ時日ヲ持テ居リマス、本案ノ如キヲ
 急イデ審議スル必要ハ毫モアリマセス（ヒ
 ャー）（拍手）此本案ヲ政友會ノ諸君ガ急ガ
 レバ急ガレル程、私ハ反對シタインデア
 ル
 [議場騒然]
 ○議長（柏谷義三君）靜肅ニ願ヒマス
 他ニ發言ノ通告ガアリマセヌカラ採決ヲ致
 シマス、田崎信藏君ノ議事延期ノ動議ニ贊
 成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス
 [賛成者起立]
 [議場騒然]
 ○議長（柏谷義三君）靜肅ニ願ヒマス
 起立少數ト認メマス（拍手）
 [議長「異議アリ」ト呼ヒ其他發言ス
 ル者多シ]
 ○議長（柏谷義三君）只今ノ——御靜ニ願
 ヒマス——靜肅ニ御聽キ下サイ、只今ノ議
 長ノ宣告ニ對シマシテハ異議ノ申立ガアリ
 マス、之ニハ成規ノ贊成アリト認メマスカ
 ラ、是ヨリ記名投票ヲ以テ之ヲ決シマス
 [此時發言スル者多シ]

木檜三四郎君

近藤重三郎君 江藤榮吉君

紺野九右衛門君 寺島權藏君

手代木隆吉君 阿由葉勝作君

荒井建三君 浅川浩君

蟻川五郎作君 佐間耕逸君

佐竹庄七君 佐藤富十郎君

佐藤球三郎君 齋藤仁太郎君

齊藤隆夫君 斎藤金吾君

澤田利吉君 三橋四郎次君

西脇晋君 戸澤民十郎君

斯波貞吉君 清水留三郎君

原脩次郎君 戸井嘉作君

由谷義治君 鹽田團平君

西脇晋君 田中正雄君

高木益太郎君 森田茂君

戸井嘉作君 神田恒之君

栗山博君 廣瀬德藏君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

平野光雄君 光雄君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

平井光三郎君 幸田新之允君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

管村太事君 森田英伍君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

望月小太郎君 馬場義興君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

坂東幸太郎君 岡田俊吉君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

尾崎行雄君 増田義一君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

杉浦武雄君 畑田眞君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

高橋元四郎君 田中善立君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

横山勝太郎君 田中善立君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

高田耘平君 増田義一君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

谷口源十郎君 田中善立君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

中原徳太郎君 田中善立君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

田中善立君 田中善立君

戸井嘉作君 戸井嘉作君

高木益太郎君 田中善立君

○議長（柏谷義三君）投票漏ハアリマセス
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ナシト認メマス、投票函閉
 鎖——開匣——開鎖
 [書記官投票ノ數ヲ計算ス]
 ○議長（柏谷義三君）投票ノ結果ヲ書記官
 長ヨリ報告セシメマス
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]

○議長（柏谷義三君）否トスル議員ノ氏名左ノ如シ
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ハアリマセス
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ナシト認メマス、投票函閉
 鎖——開匣——開鎖
 [書記官投票ノ數ヲ計算ス]
 ○議長（柏谷義三君）投票ノ結果ヲ書記官
 長ヨリ報告セシメマス
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]

○議長（柏谷義三君）否トスル議員ノ氏名左ノ如シ
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ハアリマセス
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ナシト認メマス、投票函閉
 鎖——開匣——開鎖
 [書記官投票ノ數ヲ計算ス]
 ○議長（柏谷義三君）投票ノ結果ヲ書記官
 長ヨリ報告セシメマス
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]

○議長（柏谷義三君）否トスル議員ノ氏名左ノ如シ
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ハアリマセス
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ナシト認メマス、投票函閉
 鎖——開匣——開鎖
 [書記官投票ノ數ヲ計算ス]
 ○議長（柏谷義三君）投票ノ結果ヲ書記官
 長ヨリ報告セシメマス
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]

○議長（柏谷義三君）否トスル議員ノ氏名左ノ如シ
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ハアリマセス
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ナシト認メマス、投票函閉
 鎖——開匣——開鎖
 [書記官投票ノ數ヲ計算ス]
 ○議長（柏谷義三君）投票ノ結果ヲ書記官
 長ヨリ報告セシメマス
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]

○議長（柏谷義三君）否トスル議員ノ氏名左ノ如シ
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ハアリマセス
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ナシト認メマス、投票函閉
 鎖——開匣——開鎖
 [書記官投票ノ數ヲ計算ス]
 ○議長（柏谷義三君）投票ノ結果ヲ書記官
 長ヨリ報告セシメマス
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]

○議長（柏谷義三君）否トスル議員ノ氏名左ノ如シ
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ハアリマセス
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ナシト認メマス、投票函閉
 鎖——開匣——開鎖
 [書記官投票ノ數ヲ計算ス]
 ○議長（柏谷義三君）投票ノ結果ヲ書記官
 長ヨリ報告セシメマス
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]

○議長（柏谷義三君）否トスル議員ノ氏名左ノ如シ
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ハアリマセス
 ○議長（柏谷義三君）投票漏ナシト認メマス、投票函閉
 鎖——開匣——開鎖
 [書記官投票ノ數ヲ計算ス]
 ○議長（柏谷義三君）投票ノ結果ヲ書記官
 長ヨリ報告セシメマス
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]
 ○投票總數三百一
 [中村書記官長朗讀]

西澤 定吉君	西方 利馬君	森 鳥昶君	森 恪君
堀切義兵衛君	星島 二郎君	瀬沼伊兵衛君	砂田 重政君
土井 権大君	長田 桃藏君	菅原 傳君	隅田 豊吉君
大竹 謙治君	渡邊 伍君	加藤 知正君	井坂 豊光君
小川 平吉君	吉津 度君	吉津 度君	岡田 伊太郎君
若尾幾太郎君	吉村 伊助君	吉村 伊助君	星島 二郎君
坂梨 加藤	渡邊 祐策君	渡邊 祐策君	長田 桃藏君
吉良 元夫君	吉良 元夫君	吉良 元夫君	大口 喜六君
三土 忠造君	鷹居 哲君	鷹居 哲君	大口 喜六君
島本 信二君	廣瀬 爲久君	廣瀬 爲久君	吉津 度君
木戸 豊吉君	秋田 青柳君	秋田 青柳君	吉津 度君
佐々木長治君	佐々木文一君	佐々木文一君	吉津 度君
坂井 大輔君	秋田 青柳君	秋田 青柳君	吉津 度君
志賀和多利君	志賀和多利君	志賀和多利君	吉津 度君
島本 信二君	平山爲之助君	平山爲之助君	吉津 度君
東 榊原	東 榊原	東 榊原	吉津 度君
安藤 正純君	安藤 正純君	安藤 正純君	吉津 度君
藤川 清助君	藤川 清助君	藤川 清助君	吉津 度君
吉川 古林	吉川 古林	吉川 古林	吉津 度君
神崎 牧野	神崎 牧野	神崎 牧野	吉津 度君
藤田 藤田	藤田 藤田	藤田 藤田	吉津 度君
包助君	包助君	包助君	吉津 度君
青木 精一君	青木 精一君	青木 精一君	吉津 度君
青柳郁次郎君	青柳郁次郎君	青柳郁次郎君	吉津 度君
秋田 青柳君	秋田 青柳君	秋田 青柳君	吉津 度君
佐々木春作君	佐々木春作君	佐々木春作君	吉津 度君
坂井 大輔君	坂井 大輔君	坂井 大輔君	吉津 度君
志賀和多利君	志賀和多利君	志賀和多利君	吉津 度君
島本 信二君	島本 信二君	島本 信二君	吉津 度君
木戸 豊吉君	木戸 豊吉君	木戸 豊吉君	吉津 度君
佐々木文一君	佐々木文一君	佐々木文一君	吉津 度君
齋藤勝四郎君	齋藤勝四郎君	齋藤勝四郎君	吉津 度君
坂梨 加藤	坂梨 加藤	坂梨 加藤	吉津 度君
吉良 元夫君	吉良 元夫君	吉良 元夫君	吉津 度君
三土 忠造君	鷹居 哲君	鷹居 哲君	吉津 度君
島本 信二君	廣瀬 爲久君	廣瀬 爲久君	吉津 度君

(澤田利吉君登壇)

○

議長(柏谷義三君)

是ヨリ討論ニ入リマ

ス、通告順ニ依テ其發言ヲ許シマス、澤田

利吉君

〔澤田利吉君登壇〕

○澤田利吉君 諸君、私ハ今茲ニ提案セラ
レテアリマス所ノ北海道農地特別處理法案
ニ對シテ反対スル者ニアリマス、今聊カ其
理由ヲ申述べタイト思フノデアリマス、提
案ノ趣旨ハ曩ニ委員長ヨリ大體申サレタ如
ク、交付公債ヲ六千萬圓北海道テ發行致シ
テ、ソウシテ土地ノ買收ヲ行ヒ、之ヲ以テ
小作ヲ自作ニ創定スル意味ニ於テ賣付ケヤ
ウト云フコトガ大體此法案ノ趣旨デアリマ
ス、之ニ對シテ委員會ノ經過ハ四名ノ賛成
ニハ既ニ樹立セラレタノデアル、御承知ノ
通リ北海道ニ於キマシテハ第一次拓殖計畫
既ニ終リ、本年度ヨリシテ、所謂北海道百
年ノ計畫ヲ立ツルト云フ意味ノ下ニ、而モ
是ハ北海道ノ問題ニアラズシテ、我が日本
ノ今日ノ人口食糧ヲ解決スベキ國策トシ
テ立テラレタル所ノ拓殖計畫案ガアルノデ
アリマス、之ニ依テ此目的ハ達セラレル
ノデアル、更ニソレノミナラズ、自作農維
持創設法ニ依リマシテ、此法ハ全國ニ適用
セラレ、北海道ニ於テモ亦同時ニ此法ガ適
用セラレテ居テ、此法ニ依テモ更ニ自作農
ノ維持創設ガ出來ルノデアリマス、以上此
二點カラ考ヘテモ、何ガ故ニ更ニ斯様ナ無
用ノ案ヲ出シタノカ其意思ガ分ラヌ位デア
リマス、第三ハ憲法上頗ル疑義ヲ挾ムモノ
デアリマス、第四ハ吾々ガ長イ間苦心致シ
マシテ、政府ハ勿論、政黨ヲ超越シ所ノ
總テノ人ニガ、各般ノ機關ヲ通ジテ拵ヘ上
ダタ所ノ此拓殖計畫ノ基礎ヲ素シ、根本カ
ラ破壊スル憂ガアルノデアリマス、第五ハ
此案ノ提案其モノ、動機ニ頗ル不純ヲ含ン
デ居ルノデアリマス、大體斯様ナ意味ニ於
テ反対スルノデアリマスルカ、少シ順序ヲ
逐ウテ論ヲ進メテ見タイト思フノデアリマ
ス、北海道ノ拓殖ノ事業タルニシテ足フ
ズ、吾々ハ北海道ノ事業ヲ爲ス上ニ於テ澤
山ノ希望ヲ持テ居リマス、併ナガラ事ヲ爲
ス上ニ於テハ、ドウシテモ財源ガ本デア
ル、ソコデ此度政府ガ提案シマシタ所ノ其
案ハ、諸君ハ既ニ御承知ノ通り昭和二年度
ノ進用ヲスルト云フ目的ノ下ニ、九億七千
六百万圓ト云フ大ナル計畫ガ立テラレタノ
デアリマス、此計畫ニ對シテハ北海道ノ道
民ハ頗ル満足ヲシテ居ルノデアリマス、尙

ス、之ニ對シテ委員會ノ經過ハ四名ノ賛成
ニ四名ノ反対デアリテ、委員長ノ採決ニ依
テ是ガ可決シタノデアリマス、私共ハ之ニ
反対スル理由ノ第一トシテハ、既ニ此目的
ヲ達成スベキ北海道第二次拓殖計畫ナルモ
ノハ既ニ樹立セラレタノデアル、御承知ノ
通リ北海道ニ於キマシテハ第一次拓殖計畫
既ニ終リ、本年度ヨリシテ、所謂北海道百
年ノ計畫ヲ立ツルト云フ意味ノ下ニ、而モ
是ハ北海道ノ問題ニアラズシテ、我が日本
ノ今日ノ人口食糧ヲ解決スベキ國策トシ
テ立テラレタル所ノ拓殖計畫案ガアルノデ
アリマス、之ニ依テ此目的ハ達セラレル
ノデアル、更ニソレノミナラズ、自作農維
持創設法ニ依リマシテ、此法ハ全國ニ適用
セラレ、北海道ニ於テモ亦同時ニ此法ガ適
用セラレテ居テ、此法ニ依テモ更ニ自作農
ノ維持創設ガ出來ルノデアリマス、以上此
二點カラ考ヘテモ、何ガ故ニ更ニ斯様ナ無
用ノ案ヲ出シタノカ其意思ガ分ラヌ位デア
リマス、第三ハ憲法上頗ル疑義ヲ挾ムモノ
デアリマス、第四ハ吾々ガ長イ間苦心致シ
マシテ、政府ハ勿論、政黨ヲ超越シ所ノ
總テノ人ニガ、各般ノ機關ヲ通ジテ拵ヘ上
ダタ所ノ此拓殖計畫ノ基礎ヲ素シ、根本カ
ラ破壊スル憂ガアルノデアリマス、第五ハ
此案ノ提案其モノ、動機ニ頗ル不純ヲ含ン
デ居ルノデアリマス、大體斯様ナ意味ニ於
テ反対スルノデアリマスルカ、少シ順序ヲ
逐ウテ論ヲ進メテ見タイト思フノデアリマ
ス、北海道ノ拓殖ノ事業タルニシテ足フ
ズ、吾々ハ北海道ノ事業ヲ爲ス上ニ於テ澤
山ノ希望ヲ持テ居リマス、併ナガラ事ヲ爲
ス上ニ於テハ、ドウシテモ財源ガ本デア
ル、ソコデ此度政府ガ提案シマシタ所ノ其
案ハ、諸君ハ既ニ御承知ノ通り昭和二年度
ノ進用ヲスルト云フ目的ノ下ニ、九億七千
六百万圓ト云フ大ナル計畫ガ立テラレタノ
デアリマス、此計畫ニ對シテハ北海道ノ道
民ハ頗ル満足ヲシテ居ルノデアリマス、尙

ホ一應私ハ茲ニ諸君ノ諒解ヲ願ハナケレバ
ナラヌコトハ、斯ク申ス私ハ北海道ノ出身
者デアル、若シ此案が北海道ノ爲ナリト云
フナラバ、吾々何ノ反対スルモノカ、而モ
此拓殖計畫ノ九億七千六百万圓ノ其内容ヲ
見マスレバ、色ニアルガ、其ツタニ涉テ見
港灣、色ニアルガ、其ツタニ涉テ見
レバ、實ハ尙小吾々ハ本當ノ目的ハ達シテ
居ナイ、尙ホ澤山豫算ハ欲シイ、併ナガラ豫
算ニハ當然ニ限度ガアル、所謂北海道カラ
上ガル金ヲ以テ計畫スルノデアルト云フ上
カラ、當然ニ均霑センケレバナラヌ、北
海道ノ拓殖ハ當然是ハ並進シテ行カナケレ
バナラナイ、或ルツノモノ、ミニ力ヲ入
ル、コトハ出來ヌノデアリマス、然ラバ今
此提案爲サレタ所ノ精神カラ考ヘテ、人口
食糧調節ノ上ニ大切ナル大法案デアルト言
ウテ出サレタ所ノ其法案ガ、如何ナル目的
ヲ有スルノカ、ソレニ對シテ拓殖計畫ハ如
何ナルコトヲ計畫シテ居ルカラ茲ニ對照シ
テ考ヘテ見タイノデアリマス、曩ニモ申上
ルコトヲ聽キシタ所ガ、提案者ノ説明ハ洵
ニ杜撰デアル、如何ナル土地ヲ買上ゲルト云フ
万圓ト云フ基礎算定ハ何ニ置イタカラト云フ
デマシタル如ク、此案ハ六千万圓ノ交付公
債ヲ發行シテ土地ヲ買上ゲルト云フノデア
ル、併ナガラ委員會ニ於キマシテハ此六千
万圓ト云フ基礎算定ハ何ニ置イタカラト云フ
コトヲ聽キシタ所ガ、提案者ガ私ノ一家言ナリトシ
テ言ハレタ所ノ其内容ヲ申シマスレバ、未
墾地十三万町歩、半開地五万町歩、水田七
千町歩、畑地六万三千町歩位ヲ此金デ買
フノデアル、而シテ是ガ十二箇年カ或八十
五箇年ニナルカ、サウ云フ間ニ買テ、更
ニ此方法ヲ以テ進メテ行クノデアル
〔柏谷議長議長席ヲ退キ小泉副議長代
り著席〕

斯様ニ仰セラレルノデアリマス、然ラバ拓
殖計畫ニ於テ此問題ヲ解決スル上ニ、ドウ
云フ計畫ヲ立テ居ルカト申シマスト、拓殖
計畫ニ於テハ昭和二年度カラ向フ二十箇年
度ノ間ニ於テ、民有未墾地ノ中、農耕ニ適
スペキ其土地ヲ四十万六千九百七十五町歩

ヲ、地主ト田畠ヲ作ラントスル者ノ任意賣買ニ依ル、サウ云フ風ニ賣賣サセテ、所謂自作農ヲ植付ケテ、相當ノ低利資金ヲ貸シテ、サウシテ之ニ利子ノ補給ヲシテ、自作農ヲ創定スルト云フ立派ナ案ガ立テ居ルノデアリマス、唯此一事ヲ以テ較ベテ見レバ、拓殖計畫ニ依レバ四十万六千九百七十五町歩ヲ買フト云フノニ反シテ、一方六年限テ胡麻化サレテ居ルガ、其目的ハ僅三万町歩、ソレカラ半開地ト云フモノハ如何ナルモノヲ指サレルノデアルカ、別ニ半開地ト云フモノハ五万町歩、之ヲ加ヘテ見マシテモ十八万町歩デアル、尙ホ政府計畫ノ案ニ比シマスルト半分ニモ満タナインデアリマス、ソコデ一體昔々が今人口食糧ト云フ問題ヲヤカマシク言テ居ルガ、之ヲ解決スルト云フコトハ何ニ依テ解决スルカト云ヘバ、北海道ニアル所ノ未墾地ニ澤山ノ人ヲ入レテ、所謂内地過剰人口ヲ北海道ニ移ス、サウシテ開拓シテ、ソコニ人口ヲ補付ケタ上ニ、食糧ヲ產出サントスルノガ目的デアルニ反シテ、此元來ノ目的ニ於テ其提案ノ内容ヲ聽キマスト、殆ド政府ノ計畫ノ半バニ達シテ居ラナイ、提案者ガ聲ノミニシテ積極計畫云々ト言ハレルガ、既ニ此計畫ニ於テ然リデアル、ソレカラ又現ニ小作シテ居ル人々自作サセル爲ニハ、ドウシテモ此土地ヲ買上ゲテ、自作ニセンケレバナラナイニ付テハ、此法案ヲ適用センケレバナラナイト云フ御詫デアル、此趣旨ニ於テハ當然吾々ハ賛成スル者デアル、併ナガラ拓殖ノ目的ト社會政策ノ目的ハ全然別ニ之ヲ考ヘンケレバナラヌノデアリマス、拓殖ノ爲ニハ政府ノ方法デヤッテ行ク、何ニモ茲ニ不都合ガナイノデアリマス、唯現在小作人ヲシテ自作ナラシメントスルニハ如何ニスルカ、是ハ全然目的ハ別デアッテ、是ハ社會政策ノ上カラ論スベキ問題デアル、然ラバ此社會政策ニマシテ、現ニ昨年度カラ此法ハ實施セ

ラレマシテ、大正十五年度ニ於テ七百万圓出シテ居リマス、此中北海道ニモ亦二十万圓割當テラレテアルノデアリマス、提案者ハ此問題ヲ捉へ来ツテ、ソレガ不足デアルカライカナイト仰シヤルノデアルガ、其不足デアルト云フ一ツノ例トシテ、此法案ガ昨年始メテ布カレタノデアルガ、北海道廳ハ全道ノ各町村ニ向テ自作農維持創定ヲ行ハル、ニ對シテ希望ヲ申請セシメタノデアリマス、其結果トシテ希望シテ來タ所ノ金額ト、又割當ヲレタ所ノ此金トヲ對照シテ、斯ノ如ク不足デナイカト云フコトヲ言ハレルノデアル、申請シタ所ノ金額ハドレダケアルなト云フト、三百八十万圓ニアル、之ニ二十万圓シカ割當ガナカツタカラ、斯ノ如キ不足デハ何時マテ經テモ自作農創定ガ出來ヌト云フト、御議論デ、是ハ最モ力強ク言ハレタ所デ、如何ニモト聽キ得ル所ナノデアリマス、併ナガラ是ハ其内容ヲ考ヘナケレバナラナイ、其申込ノ口數ヲ考ヘマスト云フト、町村數ニ於テ二十六、組合數ニ於テ六デアリマス、併ナガラ是其中ニ一ツカニソノ町村デ非常ニ大キイ申込ヲシテ居ルノデアル、例ヘバ其中ニ常呂郡ノ如キハ、一郡ニシテ其申込町歩ガ千六百町歩デアル、或ハ又上川郡ノ如キハ一郡ニシテ三千百二十七町歩デアル、此様ナ大キイモノヲ除キマスト云フト、後ハサウ大キナモノハナイノデアル、先月ノ三十日ニ同屬ガ此金ノ割當ヲ實際行ウタ結果ニ依リマスト云フト、其中九箇町村及二組合ニ貸シタノデアリマス、サウスルト云フト、申込ノ金高ハ別トシテ、申込者ノ上カラ行キマスト云フト組合ニ於テハ三分ノ一、町村ニ於テモ三分ノ一強ニ當テ居ルノデアリマス、世ノ中ノ問題ハ是ノミナラズ、總テノ希望ト云フモナヲ集メタナラバ、如何ナル問題デモ非常ナキナモノニナル、ソレヲ悉クニ對シテ満足ヲ與ヘルト云フコトハ、是ハドウシテ

七百万圓ヨリ一千三百五十萬圓ニナツテ居ラレマシテ、大正十五年度ニ於テ七百万圓出シテ居リマス、此中北海道ニモ亦二十万圓ルノデアリマス、殆ド昨年度ノ金額ヨリ倍足デアルト云フ一ツノ例トシテ、此法案ガ昨年始メテ布カレタノデアルガ、北海道廳ハ全道ノ各町村ニ向テ自作農維持創定ヲ行ハル、ニ對シテ希望ヲ申請セシメタノデアリマス、其結果トシテ希望シテ來タ所ノ金額ト、又割當ヲレタ所ノ此金トヲ對照シテ、斯ノ如ク不足デナイカト云フコトヲ言ハレルノデアル、申請シタ所ノ金額ハドレダケアルなト云フト、三百八十万圓ニアル、之ニ二十万圓シカ割當ガナカツタカラ、斯ノ如キ不足デハ何時マテ經テモ自作農創定ガ出來ヌト云フト、御議論デ、是ハ最モ力強ク言ハレタ所デ、如何ニモト聽キ得ル所ナノデアリマス、併ナガラ是ハ其内容ヲ考ヘナケレバナラナイ、其申込ノ口數ヲ考ヘマスト云フト、町村數ニ於テ二十六、組合數ニ於テ六デアリマス、併ナガラ是其中ニ一ツカニソノ町村デ非常ニ大キイ申込ヲシテ居ルノデアル、例ヘバ其中ニ常呂郡ノ如キハ、一郡ニシテ其申込町歩ガ千六百町歩デアル、或ハ又上川郡ノ如キハ一郡ニシテ三千百二十七町歩デアル、此様ナ大キイモノヲ除キマスト云フト、後ハサウ大キナモノハナイノデアル、先月ノ三十日ニ同屬ガ此金ノ割當ヲ實際行ウタ結果ニ依リマスト云フト、其中九箇町村及二組合ニ貸シタノデアリマス、サウスルト云フト、申込ノ金高ハ別トシテ、申込者ノ上カラ行キマスト云フト組合ニ於テハ三分ノ一、町村ニ於テモ三分ノ一強ニ當テ居ルノデアリマス、世ノ中ノ問題ハ是ノミナラズ、總テノ希望ト云フモナヲ集メタナラバ、如何ナル問題デモ非常ナキナモノニナル、ソレヲ悉クニ對シテ満足ヲ與ヘルト云フコトハ、是ハドウシテ

七百万圓ヨリ一千三百五十萬圓ニナツテ居ラレマシテ、大正十五年度ニ於テ七百万圓出シテ居リマス、此中北海道ニモ亦二十万圓ルノデアリマス、殆ド昨年度ノ金額ヨリ倍足デアルト云フ一ツノ例トシテ、此法案ガ昨年始メテ布カレタノデアルガ、北海道廳ハ全道ノ各町村ニ向テ自作農維持創定ヲ行ハル、ニ對シテ希望ヲ申請セシメタノデアリマス、其結果トシテ希望シテ來タ所ノ金額ト、又割當ヲレタ所ノ此金トヲ對照シテ、斯ノ如ク不足デナイカト云フコトヲ言ハレルノデアル、申請シタ所ノ金額ハドレダケアルなト云フト、三百八十万圓ニアル、之ニ二十万圓シカ割當ガナカツタカラ、斯ノ如キ不足デハ何時マテ經テモ自作農創定ガ出來ヌト云フト、御議論デ、是ハ最モ力強ク言ハレタ所デ、如何ニモト聽キ得ル所ナノデアリマス、併ナガラ是ハ其内容ヲ考ヘナケレバナラナイ、其申込ノ口數ヲ考ヘマスト云フト、町村數ニ於テ二十六、組合數ニ於テ六デアリマス、併ナガラ是其中ニ一ツカニソノ町村デ非常ニ大キイ申込ヲシテ居ルノデアル、例ヘバ其中ニ常呂郡ノ如キハ、一郡ニシテ其申込町歩ガ千六百町歩デアル、或ハ又上川郡ノ如キハ一郡ニシテ三千百二十七町歩デアル、此様ナ大キイモノヲ除キマスト云フト、後ハサウ大キナモノハナイノデアル、先月ノ三十日ニ同屬ガ此金ノ割當ヲ實際行ウタ結果ニ依リマスト云フト、其中九箇町村及二組合ニ貸シタノデアリマス、サウスルト云フト、申込ノ金高ハ別トシテ、申込者ノ上カラ行キマスト云フト組合ニ於テハ三分ノ一、町村ニ於テモ三分ノ一強ニ當テ居ルノデアリマス、世ノ中ノ問題ハ是ノミナラズ、總テノ希望ト云フモナヲ集メタナラバ、如何ナル問題デモ非常ナキナモノニナル、ソレヲ悉クニ對シテ満足ヲ與ヘルト云フコトハ、是ハドウシテ

地主ガ賣レバ宜シイノデ、殊更ニ此法案ヲ早夕排ヘテ、一生懸命ニ排ヘテ、此地主ヲ救濟スルニ汲々トスルノ必要ハナイノデアル、所謂賣ルモノ買フモ自然デナケレバナラヌ、政府ノ手ヲ以テ殊更ニ二人ノ土地ヲ買收スル、ソシナ手數ヲスルヨリハ、賣ラントスル地主、買ハントスル小作——買ハントスル所ノ内地ノ自作農タラントスル人、此相互ノ當事者間ニ賣買サレタルモノニ對シテ自作農ヲ創定スペク、吾々ハソレヲ助成スルコトヲ考ヘレバ、宜シイノデアル、然ルニ此法案ハ今申上ダル通り、坂東君ノ口ヲ藉テ言ヘバ、屋上屋ヲ架スル、吾々ハ長之間此計畫其モノニ對シテ——事業其モノニ對シテハ精神ハ宜シイガ、併シ本日ニアリマス、先程委員長報告ノ一節ニ斯様ナコトガアリマシタ、北海道ニ於テハ、道會ニ於テ各政黨ヲ超越シテ、此案ガ決議サレテ居ル案デアルト、斯様ニ言ハレタノデアリマス、如何ニモ北海道ニ自作農ヲ創定スルコト、及未墾地ヲ開拓スル其希望、ソレニ對スル方法等ニ於テハ、過去ニ於テハ道會ノミナラズ、其他ノ總てノ機關ニ於テ吾々自ラ決議シタコトデアル、其決議ハ何ノ爲ニ決議シタカト云フト、今政府ガ提案致シテ居リマス、其他ノ總てノ機關ニ於テハ完成センガ爲デアル、昨年政府ハ民間ノ委員トシテ、各政黨ヨリソレトノ代表者ヲ出シ、憲政會、政友會、政友本黨及革斯俱樂部等ヨリハ、ソレハノノ委員ガ出ラレマシテ、慎重審議セラレ、當然此問題ニモ十分ノ考慮ヲナサレテ、殆ド一致デ決議サレタ、ソレハ先刻申サレマシタ所ノ、吾々ハ過去ニ於テ道會其他ノ團體ニ於テ決議シテ、其結果ガ此計畫ニ現レテ居ルノデアリテ、何モ新シク斯様ナ案ヲ出シテ貴フ上ニテ吾々ハ勿論道民トシテ何等望ミヲ持テ居ラヌノデアル、要スルニ此政府ノ北海道拓殖計畫ト此案ト、二ツヲ對照シテ、然ラバ何方ラガ宜イカト云タナラバ、政府案ハ一番確實デアル、未墾地ハ買フ、ソレニテ居ラヌノデアル、要スルニ此政府ノ北海道拓殖計畫ト此案ト、二ツヲ對照シテ、然

創定ニハ自作農維持創定ノ方法ガアル、然ルニ此法案ハ殆ド境界ナク、其内容ヲ伺ヒマスト、ソコニ何等根據ナク、或ハ六千萬圓ノ交付公債ヲ發行シテ土地ヲ買收シヤウ、強制買收ヲシヤウト云フニ外ナラヌノデアリマス、此點ニ付テハ實際ノ上カラシテモ、全然是ハ杜撰極マル案デアルト云フトスル所ノ、内地ノ自作農タラントスル人、此相互ノ當事者間ニ賣買サレタルモノニ對シテ自作農ヲ創定スペク、吾々ハソレヲ助成スルコトヲ考ヘレバ、宜シイノデアル、然ルニ此法案ハ今申上ダル通り、坂東君ノ口ヲ藉テ言ヘバ、屋上屋ヲ架スル、吾々ハ長之間此計畫其モノニ對シテ——事業其モノニ對シテハ精神ハ宜シイガ、併シ本日ニアリマス、先程委員長報告ノ一節ニ斯様ナコトガアリマシタ、北海道ニ於テハ、道會ニ於テ各政黨ヲ超越シテ、此案ガ決議サレテ居ル案デアルト、斯様ニ言ハレタノデアリマス、如何ニモ北海道ニ自作農ヲ創定スルコト、及未墾地ヲ開拓スル其希望、ソレニ對スル方法等ニ於テハ、過去ニ於テハ道會ノミナラズ、其他ノ總てノ機關ニ於テハ完成センガ爲デアル、昨年政府ハ民間ノ委員トシテ、各政黨ヨリソレトノ代表者ヲ出シ、憲政會、政友會、政友本黨及革斯俱樂部等ヨリハ、ソレハノノ委員ガ出ラレマシテ、慎重審議セラレ、當然此問題ニモ十分ノ考慮ヲナサレテ、殆ド一致デ決議サレタ、ソレハ先刻申サレマシタ所ノ、吾々ハ過去ニ於テ道會其他ノ團體ニ於テ決議シテ、其結果ガ此計畫ニ現レテ居ルノデアリテ、何モ新シク斯様ナ案ヲ出シテ貴フ上ニテ吾々ハ勿論道民トシテ何等望ミヲ持テ居ラヌノデアル、要スルニ此政府ノ北海道拓殖計畫ト此案ト、二ツヲ對照シテ、然

創定ニハ自作農維持創定ノ方法ガアル、然ルニ此法案ハ殆ド境界ナク、其内容ヲ伺ヒマスト、ソコニ何等根據ナク、或ハ六千萬圓ノ交付公債ヲ發行シテ土地ヲ買收シヤウ、強制買收ヲシヤウト云フニ外ナラヌノデアリマス、此點ニ付テハ實際ノ上カラシテモ、全然是ハ杜撰極マル案デアルト云フトスル所ノ、内地ノ自作農タラントスル人、此相互ノ當事者間ニ賣買サレタルモノニ對シテ自作農ヲ創定スペク、吾々ハソレヲ助成スルコトヲ考ヘレバ、宜シイノデアル、然ルニ此法案ハ今申上ダル通り、坂東君ノ口ヲ藉テ言ヘバ、屋上屋ヲ架スル、吾々ハ長之間此計畫其モノニ對シテ——事業其モノニ對シテハ精神ハ宜シイガ、併シ本日ニアリマス、先程委員長報告ノ一節ニ斯様ナコトガアリマシタ、北海道ニ於テハ、道會ニ於テ各政黨ヲ超越シテ、此案ガ決議サレテ居ル案デアルト、斯様ニ言ハレタノデアリマス、如何ニモ北海道ニ自作農ヲ創定スルコト、及未墾地ヲ開拓スル其希望、ソレニ對スル方法等ニ於テハ、過去ニ於テハ道會ノミナラズ、其他ノ總てノ機關ニ於テハ完成センガ爲デアル、昨年政府ハ民間ノ委員トシテ、各政黨ヨリソレトノ代表者ヲ出シ、憲政會、政友會、政友本黨及革斯俱樂部等ヨリハ、ソレハノノ委員ガ出ラレマシテ、慎重審議セラレ、當然此問題ニモ十分ノ考慮ヲナサレテ、殆ド一致デ決議サレタ、ソレハ先刻申サレマシタ所ノ、吾々ハ過去ニ於テ道會其他ノ團體ニ於テ決議シテ、其結果ガ此計畫ニ現レテ居ルノデアリテ、何モ新シク斯様ナ案ヲ出シテ貴フ上ニテ吾々ハ勿論道民トシテ何等望ミヲ持テ居ラヌノデアル、要スルニ此政府ノ北海道拓殖計畫ト此案ト、二ツヲ對照シテ、然

創定ニハ自作農維持創定ノ方法ガアル、然ルニ此法案ハ殆ド境界ナク、其内容ヲ伺ヒマスト、ソコニ何等根據ナク、或ハ六千萬圓ノ交付公債ヲ發行シテ土地ヲ買收シヤウ、強制買收ヲシヤウト云フニ外ナラヌノデアリマス、此點ニ付テハ實際ノ上カラシテモ、全然是ハ杜撰極マル案デアルト云フトスル所ノ、内地ノ自作農タラントスル人、此相互ノ當事者間ニ賣買サレタルモノニ對シテ自作農ヲ創定スペク、吾々ハソレヲ助成スルコトヲ考ヘレバ、宜シイノデアル、然ルニ此法案ハ今申上ダル通り、坂東君ノ口ヲ藉テ言ヘバ、屋上屋ヲ架スル、吾々ハ長之間此計畫其モノニ對シテ——事業其モノニ對シテハ精神ハ宜シイガ、併シ本日ニアリマス、先程委員長報告ノ一節ニ斯様ナコトガアリマシタ、北海道ニ於テハ、道會ニ於テ各政黨ヲ超越シテ、此案ガ決議サレテ居ル案デアルト、斯様ニ言ハレタノデアリマス、如何ニモ北海道ニ自作農ヲ創定スルコト、及未墾地ヲ開拓スル其希望、ソレニ對スル方法等ニ於テハ、過去ニ於テハ道會ノミナラズ、其他ノ總てノ機關ニ於テハ完成センガ爲デアル、昨年政府ハ民間ノ委員トシテ、各政黨ヨリソレトノ代表者ヲ出シ、憲政會、政友會、政友本黨及革斯俱樂部等ヨリハ、ソレハノノ委員ガ出ラレマシテ、慎重審議セラレ、當然此問題ニモ十分ノ考慮ヲナサレテ、殆ド一致デ決議サレタ、ソレハ先刻申サレマシタ所ノ、吾々ハ過去ニ於テ道會其他ノ團體ニ於テ決議シテ、其結果ガ此計畫ニ現レテ居ルノデアリテ、何モ新シク斯様ナ案ヲ出シテ貴フ上ニテ吾々ハ勿論道民トシテ何等望ミヲ持テ居ラヌノデアル、要スルニ此政府ノ北海道拓殖計畫ト此案ト、二ツヲ對照シテ、然

創定ニハ自作農維持創定ノ方法ガアル、然ルニ此法案ハ殆ド境界ナク、其内容ヲ伺ヒマスト、ソコニ何等根據ナク、或ハ六千萬圓ノ交付公債ヲ發行シテ土地ヲ買收シヤウ、強制買收ヲシヤウト云フニ外ナラヌノデアリマス、此點ニ付テハ實際ノ上カラシテモ、全然是ハ杜撰極マル案デアルト云フトスル所ノ、内地ノ自作農タラントスル人、此相互ノ當事者間ニ賣買サレタルモノニ對シテ自作農ヲ創定スペク、吾々ハソレヲ助成スルコトヲ考ヘレバ、宜シイノデアル、然ルニ此法案ハ今申上ダル通り、坂東君ノ口ヲ藉テ言ヘバ、屋上屋ヲ架スル、吾々ハ長之間此計畫其モノニ對シテ——事業其モノニ對シテハ精神ハ宜シイガ、併シ本日ニアリマス、先程委員長報告ノ一節ニ斯様ナコトガアリマシタ、北海道ニ於テハ、道會ニ於テ各政黨ヲ超越シテ、此案ガ決議サレテ居ル案デアルト、斯様ニ言ハレタノデアリマス、如何ニモ北海道ニ自作農ヲ創定スルコト、及未墾地ヲ開拓スル其希望、ソレニ對スル方法等ニ於テハ、過去ニ於テハ道會ノミナラズ、其他ノ總てノ機關ニ於テハ完成センガ爲デアル、昨年政府ハ民間ノ委員トシテ、各政黨ヨリソレトノ代表者ヲ出シ、憲政會、政友會、政友本黨及革斯俱樂部等ヨリハ、ソレハノノ委員ガ出ラレマシテ、慎重審議セラレ、當然此問題ニモ十分ノ考慮ヲナサレテ、殆ド一致デ決議サレタ、ソレハ先刻申サレマシタ所ノ、吾々ハ過去ニ於テ道會其他ノ團體ニ於テ決議シテ、其結果ガ此計畫ニ現レテ居ルノデアリテ、何モ新シク斯様ナ案ヲ出シテ貴フ上ニテ吾々ハ勿論道民トシテ何等望ミヲ持テ居ラヌノデアル、要スルニ此政府ノ北海道拓殖計畫ト此案ト、二ツヲ對照シテ、然

創定ニハ自作農維持創定ノ方法ガアル、然ルニ此法案ハ殆ド境界ナク、其内容ヲ伺ヒマスト、ソコニ何等根據ナク、或ハ六千萬圓ノ交付公債ヲ發行シテ土地ヲ買收シヤウ、強制買收ヲシヤウト云フニ外ナラヌノデアリマス、此點ニ付テハ實際ノ上カラシテモ、全然是ハ杜撰極マル案デアルト云フトスル所ノ、内地ノ自作農タラントスル人、此相互ノ當事者間ニ賣買サレタルモノニ對シテ自作農ヲ創定スペク、吾々ハソレヲ助成スルコトヲ考ヘレバ、宜シイノデアル、然ルニ此法案ハ今申上ダル通り、坂東君ノ口ヲ藉テ言ヘバ、屋上屋ヲ架スル、吾々ハ長之間此計畫其モノニ對シテ——事業其モノニ對シテハ精神ハ宜シイガ、併シ本日ニアリマス、先程委員長報告ノ一節ニ斯様ナコトガアリマシタ、北海道ニ於テハ、道會ニ於テ各政黨ヲ超越シテ、此案ガ決議サレテ居ル案デアルト、斯様ニ言ハレタノデアリマス、如何ニモ北海道ニ自作農ヲ創定スルコト、及未墾地ヲ開拓スル其希望、ソレニ對スル方法等ニ於テハ、過去ニ於テハ道會ノミナラズ、其他ノ總てノ機關ニ於テハ完成センガ爲デアル、昨年政府ハ民間ノ委員トシテ、各政黨ヨリソレトノ代表者ヲ出シ、憲政會、政友會、政友本黨及革斯俱樂部等ヨリハ、ソレハノノ委員ガ出ラレマシテ、慎重審議セラレ、當然此問題ニモ十分ノ考慮ヲナサレテ、殆ド一致デ決議サレタ、ソレハ先刻申サレマシタ所ノ、吾々ハ過去ニ於テ道會其他ノ團體ニ於テ決議シテ、其結果ガ此計畫ニ現レテ居ルノデアリテ、何モ新シク斯様ナ案ヲ出シテ貴フ上ニテ吾々ハ勿論道民トシテ何等望ミヲ持テ居ラヌノデアル、要スルニ此政府ノ北海道拓殖計畫ト此案ト、二ツヲ對照シテ、然

コトガアルザヤナイカト云フコトガ第一
アリマス、故ニ本案ノ必要ヲ認メナイト云
フ、斯ウ云フコトデアリマス、ソレハ幾分
其通りノコトハアリマス、即チ拓殖計畫ノ
中ノ殖民ノ項目ノ下ニ、此自作農創定——
間違ヒマシタ、民有未墾地開發ト云フコト
ガアルノデアリマス、民有未墾地開發ト云
フノハ、名ノ如ク民有ノ未墾地——未墾地
バカリヲ開發スルト云フノデアリマシテ、
例ヘバ不在農場トカ、或ハ過大農場ト云フ
ヤウナコトニ向シテノ開發ノ途ハナイノデ
アリマス(「拓殖デハナイ」ト呼フ者アリ)拓
殖デハナイノデアリマスルガ、又ソレニ付
キマシテ頻リト此拓殖計畫ニ對スル、金般
ノ御話ヲシテ居ルヤウデアリマシタガ、私
ハ此事ニ付テハ他日機會ヲ以テ、果シテ此
拓殖計畫ナルモノガ道民ガ満足シテ、澤田
君ノ仰シヤルガ如クニ共鳴ヲシ、謳歌シテ
居ルモノデアリヤ否ヤト云フコトハ、他日
ノ機會ニ於テ論及スル積リデアルカラ、今
日ハ其問題ニ付テハ避ケル積リデアリマ
ス、第二ニハ農林省ノ自作農創定ト云フモノ
ハ、北海道ニ施行サレルデハナイカ、斯ウ
云フノデアリマス、私共ガ從來唱へ來タ
ノハ勿論民有未墾地モ含ンデ居リマスガ、
過大農場ノ不在農場ノ如キモ開發スル必要
ガアル、即チ十分ニ利用セラレザル土地ニ
對シテ、是ハ自作農ヲ創定シテ、サウシテ
其土地ノ利用ヲ全カラシムル必要ガアルト
云フノデ、此自作農創定ト云フコトヲ唱へ
來タノデアリマス、又農林省ノ所謂自作
農創定ト云フコトハ、成程北海道ニモ適用
サレテ居ルノデアリマス、而シテ今澤田君
ガ此處デ申サレタヤウニ、昨年ノ此調べヲ
見マスルト、申込金額ガ三百八十万圓デア
リマシテ、ソレニ對シテ許可ニナツタノハ
僅ニ二十萬圓前後デアリマス、即チ約二十一
分ノ一強デアリマス、斯ウ云フヤウナコト
デハ北海道ニ到底其自作農創定ノ目的ヲ達成
スルコトハ出來ナイノデアリマス、然ラバ
先程モ御話ガアリマシタガ、府縣ト北海道
トハ同ジヤウニ行クノデアルカラシテ、何
モ北海道ニダケ特別ニサウ云フ事ヲシナク

テモ宜イデハナイカト云フ、斯ウ云フ御說
デアリマシタガ、私共ハ北海道ト府縣トノ
事情ノ異ナルコトヲ證スルノデアリマス、
先ツ北海道ガ特別ニ扱ヒサレテ居ルト云
フノハ、此事柄ニ近イ開墾助成法ノ如キハ、
今日迄北海道ニハソレガ適用ヲ受ケテ居ラ
ス、拓殖費ノ中デ幾分ノ補助ヲ水田業者、
水田開發ニ補助ヲ與ヘラレテ居リマスケレ
ドモ、ソレハ非常ニ補助ノ額ガ少ナイ、府
縣ノ開墾助成法ハ田畠突込ンデ一段歩約七
十五圓強ニ當テ居ルノデアリマスガ、今日
マデ北海道ニ補助サレタ率ハ一段歩ニ十二
圓餘、十三圓位シカニ當テ居ラヌ、サウ
云フヤウナ風ニ北海道ト府縣トハ特別ニ扱
ヲ異ニシテ居ル、ノミナラズ北海道ニ大地
主ノアルト云フコトハ、ドウ云フコトデア
ルカト申セバ、開拓ノ初メカラシテ、北海
道ニ大ナル力ノアル者、大ナル資本ノアル
者ヲ招来シテ、サウシテ北海道ヲ開ク必要
ガアルト云フノデ、華族或ハ富豪ニ向シテ
大地積ノ土地ヲ拂下ダ、或ハ貸下ダタ制度
ガアル、其結果トシテ北海道ニハ大地主ト
云フヤウナモノガ生マレテ來タノデアル、
又モウツハ牧場デアリマス、以前ハ其土
地ハ牧場適地トシテ處分シタノデアリマシ
タケレドモ、段々地方ガ開發サレルニ從ク
テ、今ハ此土地ヲ農耕地トシテ立派ナ土地
ガアルノデアリマス、併ナガラ此牧場トシ
テ貸下ダ、或ハ拂下ダヲ受ケタノデアリマ
スカラ、牧場トシテハ立派ニ成功シテ、サ
ウシテ所有權ガ移轉サレタノデアリマス、
併ナガラ所有權ガ移轉シタ今日ニ至シテ、
其儘ニ矢張立派ナ農耕適地デアリナガラ、其
土地ガ開墾サレズニ其儘殘テ居ルト云フ
ヤウナ實狀モアル、サウ云フヤウナ譯デア
リマスカラ、自然ニ土地制度ト申シマスカ、
土地制度即チ開拓ノ必要上、此大地主ト云
フヤウナモノガ生レテ來タノデアル、決シテ
個人が土地ヲ壟斷シ、利權ヲ占領スル爲ニ
ヤタノデアリマセス、併シ物ニハ利弊ガ
權ヲ壟斷シタ者モアルカモ知ラヌ、ケレド
モ是ハ其利ニ伴フ弊デアッテ、此事一事ヲ

捉ヘテカラニ非常ニ彼此レ申スト云フコト
ハ、甚ダ其當ヲ得ヌト私ハ信ジテ居ルノデ
アリマシタガ、私ハ其學ニ於テ
ハ甚ダ迂ナル者デアルガ、委員長報告ニ依
テ十分明ニナツテ居ルト思フ、又斯ウ云
フノガアルカラ、此案ハ不必要デアル、或
テアリマシタガ、私共ハ北海道ト府縣トノ
ハ又農林省中ニ自作農創定ト云フノガアル
カラ、是ガ不必要デアルト云フコトハ、論
據ニナラナイト私ハ信ズルノデアル、此案
ハ北海道ノ民有未墾地、半開地ト先程澤田
君ガ申サレタガ、半開地ト申シタノハ十分
ニ利用サレザル土地、即チ不在農場トカ、
過大農場トカ云フヤウナ土地、又ハ既ニ開
發サレテ居リマスガ、耕作地トナツテ居
ヤウナ土地ニ對シテ、此本案ヲ適用シタイ
トスウ云フノガ本案提出ノ理由デアルノデ
アリマス、ソレカラ先程澤田君ノ説明ニハ、
此自作農創定ノ申込ハ三百八十万圓全部デ
アルガ如キノヤウニ聞エタノデアル、サウ云
フ意味デ申サレタノデナイデセウガ、サウ
云フコトガ、今日ハ非常ナル我國ノ國策ト
ノ例ガ開カレテアル、是ハ水面埋立、水面
埋立ニ對シテサヘモサウ云フコトガアル、
自作農創定、食糧調節、或ハ人口ノ調節ト
云フコトガ、斯ウ云フ場合ガアツ
シテ必要ナル譯デアリマスルカラ、是以上
ニ必要デアル、故ニ此土地收用法ヲ以テ土
地ヲ收用スルト云フコトハ、何等憲法ニ抵
觸シナイト私ハ信ジテ居リマスガ、併シ私
ハ茲ニ一言ヲ費サムルヲ得ナイコトハ、政
府當局ノ御話モ、只今澤田君ノ御話モ、極
端ノ所ヲ説明シテ居ル、斯ウ云フ場合ガアツ
タナラバドウスルカト云フ、極端ナ場合デ
アル、土地收用法ヲ應用シナイデモ、北海
道ニハ澤山土地ガアル、此處ニモ書イテア
リマスガ、直ニ農耕ニ利用シ得ベキ土地ガ
百二十萬町歩アル、此百二十萬町歩ノ中、
道廳ノ見ル所ト吾々ノ見ル所トハ多少異ニ
シテ居マスガ、私共ノ見ル所ハ八十萬町歩
統計ニ依ルト云フト、民有地ト云フモノガ
ガ直ニ農耕適地ト爲シ得ル土地ト信ジテ居
ル、此他ニ過大ノ農場、若クハ不在農場
ト云フヤウナ十分利用サレザル土地ガ四十
万町歩アル、之ヲ合セルト百二十萬町歩ニ
ナルノデアリマス、斯ウ云フ風ニ未墾地、
若クハ十分ニ利用サレザル土地ガ百二十萬
町歩アル、其他ニ立派ニ開ケテハ居ルガ
小作地ニナツテ居ル土地ガドウ云フ風ニア
ルカト申セバ、田地ガ約十三萬町歩アリマ
スガ、其中ノ約半分ト云フモノハ小作地ニ
ナツテ居ル、又畠地ハ約六十八萬町歩アリマ

ルノデアリマス、其次ハ憲法上ノ疑義ニ付
テ彼此レ申サレマシタガ、私ハ其學ニ於テ
ハ甚ダ迂ナル者デアルガ、委員長報告ニ依
テ十分明ニナツテ居ルト思フ、又斯ウ云
テモ宜イデハナイカト云フ、斯ウ云フ御說
デアリマシタガ、私共ハ北海道ト府縣トノ
事情ノ異ナルコトヲ證スルノデアリマス、
先ツ北海道ガ特別ニ扱ヒサレテ居ルト云
フノハ、此事柄ニ近イ開墾助成法ノ如キハ、
今日迄北海道ニハソレガ適用ヲ受ケテ居ラ
ス、拓殖費ノ中デ幾分ノ補助ヲ水田業者、
水田開發ニ補助ヲ與ヘラレテ居リマスケレ
ドモ、ソレハ非常ニ補助ノ額ガ少ナイ、府
縣ノ開墾助成法ハ田畠突込ンデ一段歩約七
十五圓強ニ當テ居ルノデアリマスガ、今日
マデ北海道ニ補助サレタ率ハ一段歩ニ十二
圓餘、十三圓位シカニ當テ居ラヌ、サウ
云フヤウナ風ニ北海道ト府縣トハ特別ニ扱
ヲ異ニシテ居ル、ノミナラズ北海道ニ大地
主ノアルト云フコトハ、ドウ云フコトデア
ルカト申セバ、開拓ノ初メカラシテ、北海
道ニ大ナル力ノアル者、大ナル資本ノアル
者ヲ招来シテ、サウシテ北海道ヲ開ク必要
ガアルト云フノデ、華族或ハ富豪ニ向シテ
大地積ノ土地ヲ拂下ダ、或ハ貸下ダタ制度
ガアル、其結果トシテ北海道ニハ大地主ト
云フヤウナモノガ生マレテ來タノデアル、
又モウツハ牧場デアリマス、以前ハ其土
地ハ牧場適地トシテ處分シタノデアリマシ
タケレドモ、段々地方ガ開發サレルニ從ク
テ、今ハ此土地ヲ農耕地トシテ立派ナ土地
ガアルノデアリマス、併ナガラ此牧場トシ
テ貸下ダ、或ハ拂下ダヲ受ケタノデアリマ
スカラ、牧場トシテハ立派ニ成功シテ、サ
ウシテ所有權ガ移轉サレタノデアリマス、
併ナガラ所有權ガ移轉シタ今日ニ至シテ、
其儘ニ矢張立派ナ農耕適地デアリナガラ、其
土地ガ開墾サレズニ其儘殘テ居ルト云フ
ヤウナ實狀モアル、サウ云フヤウナ譯デア
リマスカラ、自然ニ土地制度ト申シマスカ、
土地制度即チ開拓ノ必要上、此大地主ト云
フヤウナモノガ生レテ來タノデアル、決シテ
個人が土地ヲ壟斷シ、利權ヲ占領スル爲ニ
ヤタノデアリマセス、併シ物ニハ利弊ガ
權ヲ壟斷シタ者モアルカモ知ラヌ、ケレド
モ是ハ其利ニ伴フ弊デアッテ、此事一事ヲ

スガ、其中約半分が矢張小作地ニナツテ居ル、要スルニ只今十分ニ開發セラレザルモノ、全ク未墾ノ儘ニ在ルモノ百二十万町歩アル、此外ニ田ニ於テハ六万五千町歩、畑ニ於テハ三十四万町歩ト云フモノガ小作地ニナツテ居ル、ソレデ是等ノ土地ヲ自作化ルト云フ上ニ於テ、必ズシモ憲法ヲ適用シナケレバ買收ガ出來ナイト云フノデナリ、是ハ萬々一ノ場合必要ガアル隣地マデヲルト云フ中間ニ挿ツテ居シテ、買上ダタガ、ソヨニ中間ニ挿ツテ居シテ、サウシテ自作農ヲ創定スルニハ差支ガアルカラ、ドウシテモ此土地ヲ賣ツテ貴ハナケレバナラヌ、買ハネバナラヌ、斯ウ云フ際ニ當ツテ因業ナ地主ガアツテ、ソレハ賣ラレキ、斯ウ云フコトニナリマスレバ、其土地ヲ牧用スルコト一一買收スルコトガ出來ナイカラ、或ハ其土地ニ限テ土地收用法ヲ適用シナケレバナラヌコトモアラウガ、是ハ萬一二備ヘル爲デ、始終アルト云フノデナリ、諸君、ソレヲ始終アル如ク極端ニ論ジテ居ルノハ、吾々ノ見ル所ト大ナル差異ノアル點デアリマス、ソレカラ拓殖計畫ヲ破壊スルト云フガ、此法案ガ出タルト云フナニテ若シ衝突スル所ガアレバ、ソレハ民有未墾地開發ト云フ一目デス——アレハ目デセウ——サウ云フ一節固ニ支障ガ起ルト云フノデス、ソレヲ以テ此法案ガ出タルト云フノ全般ヲ破壊スルト云フコトハ曲言モ亦甚シイト言ハザルヲ得メト思ヒマス、決シテソントモノデナイ、此案ト或ハ政府ノ案ト兩立サシテヤッテモ宜カラウ、隨テ此案ガ成立シタラハ政府ハソレト一絶ニヤルノハイカヌカラト言フノナラハ、其民有未墾地開發ト云フ一節ダケモ一寸修正スレバ宜シイ譯デアル、ソレヲ以テ何デモ此案ガ成立スレバ括廻計畫ノ全般ヲ壞スナド、言フコトハ、自作農ヲ創定シナケレバ處置ニ困ルト云フ

ヤウナ土地ヲ持テ居リマセス、私ハ能ク知テ居リマス、是ハ北海道ノ開發ノ爲ニハ金錢モ惜マズシテ自ラ運動ヲシ——運動ト云ヒマスガ、東京ニ出テ來テ、サウシテ熱心ニ盡力シタ、又色々全ク此拓殖ノ爲ニ犠牲的精神ヲ以テ働くテ居ル人デアル、是ガ以前ハ土地ヲ持テ居タ、土地ヲ持テ店リマシタガ、ソレハ彼ハ自カラ自作農ノ創立ヲ行シテ立派ニ數箇所ノ自作農創立ニ成功シテ、サウシテ其部落、其村ト云フモノハ富裕ナル立派ナル村トナフテ、今日ハ田中清輔自カラ決シテサウ云フ土地ハ持テ居ナイ、又此問題ニ付テ蜂須賀農場ノ小林孝太郎云々ト云フ御詰モ出マシタガ、是モ金ク間違ア居ルノデアル、何故ナラバ小林孝太郎ノ關係シテ居ル蜂須賀農場ト云フモノガ引合ニ出サレタカラ私ハ話ヲスルノデアルガ、ソレハドウ云フ風ニナッテ居ルカト云フト、數千町歩ノ立派ナル田地ヲ持テ居ラレル、此案が通過シタカラトニテ此案ノ御允介ニナルコトハナイ、直接ニ小作人ト解決ガ著クノデス——既ニ著イタ苦デアリマス——ソレハ昨年デアリマシタカ、小作人ヨリ二十箇年賦ニシテ、今ノ一等地ノ小作料ハ六斗デアルガ、ソレヲ一割負ケテ二十箇年賦ニシテ、土地ノ所有權ヲ移シテ吳レト云フコトハ小作人が申出シタ、即チ一割負ケルトスレバ六斗カラ一割ヲ引ケバ五斗四升、五斗四升デ以テ二十箇年賦三二十五年ノ後ニハ小作人ニ全部土地ノ所有權ヲ移スガ、五箇年ノ準備期間ヲ置イテ吳レ、斯ツ云フコトノ爲ニ直ニ解決ハシナカタカモ知レヌガ、今日ハ最早解決シタラウト思フ、決シテア、云フ大農場、而モ蜂須賀侯爵ノ農場ノ如キヨ此法案が成立シタカラ、此法案ニ依テ買收シテ小作人ヲ自作農ニスルナドト云フコトハ、全然私ハナイコト、確信シテ疑ハヌノデアリマス、斯ウ云フ嫌味ヲ以テ此案ニ臭味ヲ付ケヤウト云フコトハ、甚ダ卑劣ナ、是コソ不純ア動機

デナクシテ——卑劣ナ動機デアルト私ハ思
フ、ソレカラ又第二ニハ地主擁護、是ハ昨
年モ此處デ坂東君ガ非難サレタコトデアリ
マスガ、決シテ地主擁護デハナイ、吾々ハ小
作人ヲ救濟——救濟ト云フ言某ヲ遣ヘバ或
ハ語弊ガアルカモ知レヌガ、小作人ヲ無クシ
テ——小作地ヲ無クシテ、サウシテ全部自
作農地ニシ、自作農者ニシタイト云フノガ
吾々ノ理想デアル、是カラ出發シテ居ルノ
デアル、澤田君ハ此案ハ二三年前ニ持出サ
レタコトダト言フガ、決シテサウデハナイ、
此事柄ハ大正ノ初メ頃、明治四十二三年頃
カラ始ツタコトデ、諸君ハ御水知デアリマ
セウ、彼ノ北海道帝國大學ノ農政ニ精
通サレテ居ル所ノ高岡博士ガ其頃ニ主
張シ、又元ノ河島長官、中村純九郎長官
ノ如キモ北海道ノ拓殖ヲ進メルコトニ付テ
ハ、唯單ニ未開地ヲ處分シタダケデハイケナ
イ、民間ノ手ニ移ツテ居ル所ノ土地ヲ十分
自作農化セシメルニハ、政府ノ方ニ於テ相
當ノ力ヲ貸サナケレバハイカスト云フコトヲ
唱ヘテ來タノデアル、現ニ本議會ニ建議案
ガ提出ニナツテ居リマスガ以前ニモ東代議
士ノ名ニ依テ建議案ハ大正二年ニ提出ニ
ナツテ居ルノデアル、ソレカラ大正十一年、
十二年ニ於テハ私モ提案ヲ致シマシタ、又
前代議士ノ木下成太郎君モ提案シテ居ル、
一昨年ハ憲政會ノ諸君ト一緒ニ此案トハ少
シ異ツテ居リマスガ法案ヲ提出シテ、多數
ヲ以テ衆議院ヲ通過シテ居ル、サウ云フヤ
ウナ歴史ガアル、決シテ昨今是ガ現ハレタ
モノノデハナイ、今日ニ至ル迄此事柄ハ十幾
年、或ハ二十年以上ニモ互ツテ論究サレテ
居ル問題デアル、サウ云フヤウナ譯デ私共
ハ之ヲ提出シタケレドモ、決シテ政友會ノ
案デヤナイ、北海道會ニ於テモ幾度カ之ヲ
建議シ、憲政會ノ諸君モ之ヲ政綱トシテ掲
ゲ、本黨ノ諸君モ之ヲ政綱トシテ掲ゲテ居
ル、決シテ吾々政友會ノ單獨ノ案デヤナイ
ノデアリマス、道民ガ一致希望スルノミナラ
ズ、全ク現代ニ於テハ、是ヨリ北海道ヲ開
クノ途ハ無イト確信シテ居ルノデアリマ

ス、ソレカラ是ハ政務次官モ御心配ノヤウデアリマシタ、只今澤田君モ御心配ノヤウデアリマシタガ、土地ガ賣レズシテ背負ヒ込ム虞ガアル「ストック」スル虞ガアル、斯ウ云フコトヲ言ヒマスガ、是ハ全ク其實情ニ適セナインモノデアル、賣レヌヤウナ土地ヲ何モ好ンデ買フ必要ハナイ、賣レルヤウナ土地、自作農ヲ創定シナケレバナラヌト云フコトニナルノデアリマス、ソレカラ又一部分賣レナカツタラドウスルカ、ソレハ買フ時分ニ各筆ニ就テ十分調査研究ヲシタラバ、全ク農耕ニ適セナイト地モアリマセウ、サウ云フモノハ安ク買ヒ、或ハ無價値ノモノガアルカモ知レナイ、サウ云フモノニ向シテハ無論買受人がナイデセウ、農耕地トシテ買受人ガナクトモ、植樹地、放牧地、秣場トシテ安ク買入レル、又買受人ガナイヤウナ土地ナラバ、無價値ノモノデアル、決シテ政府ガ土地ヲ背負ヒ込ムヤウナ虞ハアルベキ筈ノモノデハナイノデアル、之ニ付テ尙ホ御考ヲ願ハナケレバナラヌノハ、斯ウ云フヤウナ土地ガ在ルガ爲ニ、與ノ方ニ國有未開地ガアッテモ、交通ガ遮斷サレル爲ニ、奥地ノ開發ヲ妨ゲルコトガ到ル處ニアルノデアリマス、之ヲ處分シリマス、到ル處ニサウ云フ土地ガアル、ソレカラ又未開地ガアルカラ、之ヲ併セテ自作農創定ヲシタイト云フノガ目的デアルノデアリマス、大分時間ヲ費シマシテ諸君ノ御清聽ヲ煩ハシマシタ、是デ止メマスガ、以上申シタヤウナ趣意ヤリマスルカラ、何卒本案ニ御賛成ヲ願フテ、通過スルヤウニ希望スル次第デアリマス（拍手）

○副議長(小泉又次郎君)
(坂東幸太郎君)

○坂東幸太郎君 私ハ此法案ニ對シマスル
トノ戦慄モ感ズルノデアル、ソレハドウ
云フ譯デアルカト申シマスレバ、此法案ガ
最初現ハレタ第五十議會中ニ於キマシテ
私ノ反對演說ニ對シテ止メテ吳レト云フ所
ノ脅カシ文句モ聽イタノデアル、又私ノ宿
ニ私ノ友人デ、ドウカノアノ案ニ賛成シヤウ
デヤナイト云フ工合ニ、一種ノ買收のノ
言葉ヲ以テ來タ人間モ二三アツノデアル
(詳聽)私ハ苟モ議會ニ於テ國家ノ重大ナル
問題ヲ議スル時ニ當ラテ、或ハ脅迫的ノ言葉
ヲ弄スル者ガアリ、或ハ自分ノ宿所ニ殆ド
買收センガ如キ言葉ヲ以テ來ルト云フ風ナ
人間ガアルト云フコトハ、誠ニ聖代ノ不祥
事ト言ハナケレバナラヌ、ソコデ私毛絲ノ
「シャツ」ハ著テ居リマスガ、ブル／＼ト身ハ
震ヘル、只今松實君カラ色々御詰ガアリマ
シタガ、ドウモ松實君ノ御詰ガ分ラヌ、益
反対ノ程度ガ高クナフテ來ル、何トナレバ
「シテ」ハ著テ居リマシタ、其速記録ハマダ出
會デ聽イテ居リマシタ、公債ニ依テ、十三四
万町歩位買入レルト云フコトヲ
若クハ植樹モスル、斯ウ云フ風ニ委員會デ
ハ屢々異タ説ヲ爲シテ居ルノデ(ソンナコ
トハナイ「下呼フ者アリ」チヤント私ハ委員
会ニ於テ居リマシタ、田中君ノ勢力ノ下ニ
ハ、大キナ其小林君ハ昨年來田中君トハ少
ニ對シテ贊成スルト云フコトハ出來ベキモ
出スト云フコトハ間違テ居ル、即チ提案
者ノ説明ニ依ルト、殆ド其眞意ガ何處ニ在
ルカ少シモ分ラヌノデアル、斯ウ云フ法案
ニ對シテ贊成スルト云フコトハ出來ベキモ
ノチヤナイ、諸君此問題ノ中心ハ、先程澤
田君ノ御詰ノ通り、田中清輔君ト小林孝太
郎君デアリマシタ、田中君ノ勢力ノ下ニ
ハ、大キナ其小林君ハ昨年來田中君トハ少
ニノデアル、其勢力ノ下ニ於テ居リマシタ、
策源地ト見ルベキモノハ、田中清輔君一派
シ仲ガ惡クナシテ、田中君ガ經營スル
ノ人ニト云ハナケレバナラヌ、是ガ先ゾ第
二ニ私ノ反対スル所ノ理由デアリマス、一
體提案者諸君ノ眞意ヲ私ハ疑フノデアリマ
ス、現在北海道デハ民有地ハ山程アルノデ
アル、幾ラデモ安ク買フコトガ出來ルノデ

アル、若モ此法案ニ依テ土地ヲ買ヒマシ
タナラバ、現在ノ土地ヨリモ地價が高クナ
ルト云フコトハ當然デハアリマセヌカ、安
クトモ賣レナイ所ノ土地ガ高ク賣レルト云
フ理窟ハ何處ニ在ルノデアリマセウカ、私
ハ此點ニ於テモ提案者ノ眞意ヲ疑フノデア
リマス、又松實君ニ一言致シマスガ、松實
君ハ拓殖計畫ノ中ニ於テ、第一ニ大地積ノ
處分ノ法ガナイト云フコトヲ只今申サレマ
シタガ、ソレハ何カノ間違ヒデアル、松實
君ハ民間委員トシテ拓殖調査委員會ニ於テ
熱辯ヲ用ヒ長廣舌ヲ振ハレタ人デアリマ
ス、而モ其一説ニ依リマスト其事がチヤン
トアリマス、即チ民有未利用地ヲ約五千
万圓ノ程度ヲ以テ、所謂低利資金ノ貸付先
取特權ヲ與ル、サウシテ其利子ヲ四分八
厘トナシ、三分五厘ハ土地賣主ノ負擔トナ
シ、一分三厘ハ拓殖費ノ負擔トスル、其金
額ハ七百七十五万餘圓トシテ計上シテア
ル、即チ未利用地ノ政策ト云フモノハ完全
ニ拓殖計畫ノ中ニ立テ居ルノデアリマ
ス、一體北海道ガ開拓スペクシテ、其促進
能ク知テ居リマスガ、勿論大地主ガ出来
タノハ、ソレハ法律ノ根據ニ基クノデアル
ウカ、私ハソレハ所謂大地主、過大農場主
ノ横暴ナリト断ジテ憚ラヌノデアル（拍手）
私モ松實君ト同様三十六年北海道ニ居ラテ
能ク知テ居リマスガ、勿論大地主ガ出来
タノハ、ソレハ法律ノ根據ニ基クノデアル
カラ、ソレハ不正デヤアリマセヌガ、而モ
當然開墾スベキ義務ガアルニモ拘ラ
ズ、或ハ之ヲ放任スルカ、或ハ検査官
ニ賄賂ヲ使テ、所謂検査ヲ瞞着シテ
居ル、サウシテヤウナコトガアルガ爲
ニ、北海道ノ大地積ノ過大農場ト云フモ
ノハ荒廢シテ居ルノデアル、若シモ大地
主ニ誠意ガアルナラバ、立派ニ開墾スル
コトガ出來ル、例へバ蜂須賀農場ノ如キ若
クハ其他澤山アリマスルガ、相當ノ資本ヲ
投ジテ之ヲ經營シタ大農場ト云フモノハ、
皆相當ニ成功ヲ收メテ居ルノデアル、併シ
ガラ田中溝輔一派ノ勢力ニアルヤウナ士
地ハ、當然開墾スベキ義務ヲ怠ルカ
ラ、即チ荒廢シテ居ルノデハナイカ、サウ
云フ荒廢シテ居ル土地ヲ政府ガ態、法律ノ
モ此法案ニハ反対デアラウ、其理由ハ現在
モナバ地主ト妥協シテ比較的安ク買フコト

が出來ルガ、若シモ政府ガ之ヲ買上ダテ自
分等ガ買フ場合ニハ、却テ高クナルカラ反
對ダト云フコトヲ言ウテ居ル、又其様ニ北
海道民ノ全體ノ輿論ト云フモノハ決シテ斯
ノ如キモノヲ歡迎シテ居ルモノハナイノ
デアリマス、又一體北海道ノ開拓ト云フモ
ノハ、松賀君ガ言ハレル如クニ自作農本位
デハナイ、北海道ノ未開地、北海道ノ未利
用地ヲ開拓シテ、サウシテ居ルモノデハナイノ
實現スルト云フノガ目的デアル、決シテ自
作農其モノガ本位デハナイノデアル、而モ
自作農ヲ創定スルニハ、先程來ノ御説ノ如
ク、日本全體ヲ通ズル所ノ所謂法律ニ依テ
内地モ北海道モ同様ニ、低利資金ト云フモ
ノガ供給セラレテ居ル、然ラバソレ以外ニ
開拓ノ必要上カラ、所謂九億六千万圓ノ二
十箇年計畫ヲ立ッテ、未利用地ノ利用ト云フ
所ノ規定ヲ設ケテ居ルノデアル、然ルニモ
拘ラズ、更ニ斯ノ如キ非難多キ法律ヲ以テ、
此自作農創定ト云フヤウナ事ワヤルトシタ
ナラバ、三重ノ負擔ト云フコトニナルノデ
アル、決シテ其必要ハ無イノデアル、又即
チ強制賣收、土地收用法ノ適用ト云フ事ハ
ゴザリマスルガ、私ノ信ズル所デハ土地收
用法ト云フモノハ、即チ或土地ヲ局限シテ
收用法ノ規定ニ依テヤルベキモノノデアラ
ウト思フ、他ノ法律ノ中ニ於テ唯、土地收
用法ヲ適用スルト云フヤウナ簡単ナモノデ
ハナイト思フ、言換ヘマスレバ斯ル場合土地
收用法ヲ適用セントスルナラバ、土地收用
法ノ條文ノ中ニ、斯ル場合ニハ之ヲ適用ス
ルト云フ一項ヲ、土地收用法中ニ設ケナケ
レバナラヌト思フ、此ニ於テ土地收用法ノ
適用ト云フコトハ、所謂憲法違反デアルト
云フ所ノ議論が起ルノデアリマス、デ斯ノ
如ク如何ナル方面カラ見マシテモ、斯ノ如
キ法律ヲ作ルト云フコトハ、所謂屋上屋ヲ
造ルモノデアル、又是程北海道民殆ド全部
ガ反対シ、殆ド全部ガ之ニ向テ或一種ノ
疑ノ眼ヲ投ジテ居ルモノヲ、咄嗟ノ間ニ定メ
ナケレバナラヌト云フ必要ハナインオデアル
(ヒヤー)又ソレ程急グモノナラバ何故此
附則ニ於テ「本法律ノ施行期日ハ敕令ヲ以テ
之ヲ定ム」規定ルノデアリカ、若モ本
當ニ諸君ガ此法律ヲ速クカナケレバナラ
スト云フナラバ、即チ公布ノ日カラ之ヲ施
行スルド云フノガ當然デハアリマセヌカ
(小泉副議長議長席ヲ退キ、柏谷議長

○議長(柏谷義三君) 丸山浪彌君

（柏谷義三君）

九山浪彌君

ノデアルカ、無イモノデアルカト云フコトハ、即チ處理委員會ト云フモノガ決定スル、處理委員會上云フモノハ、幾多ノ階級ヲ網羅シテ、極メテ公平ナル組織ニ依クテ、現政府、諸君ノ信賴スル所ノ政府ガ勅令ヲ以テ排ヘレバ宜イノデナイカ、即チ此法律ハ左様ニ出來テ居ルノデナイカ、此法律ガ不當ナル價格ヲ以テ今日國家ガ背負込ムト云フヤウナ憂ガ何所ニアル、斯様ナル所ノ杞憂、若シ諸君ガ眞ニ之ヲ憂フルナラバ杞憂デアル、又眞實デナクテ斯ノ如キ議論ヲ言ハル、ナラバ、強イテ反對セング爲ニ、黨略ノ爲ニ、唯此拓殖計畫其モノヲ通過セシメントスルガ爲ニ、此法案三反對スルモノデアルト言ハレテモ、答辯ノ辭ハアルマイ、尙ホ此裏面ガ怪シト云フ中ニハスウ云フコトヲ言ウテ居ル、其結果利益ヲ受ケルノハ地主デアルテ、小作階級ニハ寧ロ不利益トナルガ如キ非社會政策的案デアル、是ハ私ハ事實ガ分ラヌ、諸君、只今迄反對サレタル中ノ論者モ左様ナコトヲ言テ居ルガ、何ガ故ニ地主ニ利益ガアルテ、小作人ニ不利益デアルカ、小作人ニ強イテ買ハセルノデナイ、希望者ガナケレバ賣ラナイ、又處理委員會ニ於テ公平ナル相場デナケレバ買ハナイノニ、特ニ地主ニ何ガ故ニ利益デアル、此法律ハ何處ノ何者ノ土地ヲ一反歩幾ラデ買ヘト云フヤウナ馬鹿氣テ居ル法律デハナイ、總テ處理委員會ニ於テ公平ナル制斷ノ下ニ買得ル法律デアル、何故ニ地主ノミガ利益ヲ受ケル、若シ價格ニ於テ地主ガ理由ナク峻拒シタル時分ニハ、國家ハ收用法律ニ依クテマデモ之ヲ買上ゲルト云フコトノ法案デハナイカ、然ルニドウシテ是ガ地主ヲ擁護スル法律デアルカ、諸君斯様ナコトヲ言ウテ、單ニ今日地主擁護地主擁護ト云フ言葉ノ一語ヲ以テ、不純ナル、不純デアルト云フ言葉ノ一言ヲ以テ、此法律ノ内容眞相ヲ能ク究メズシテ、徒ニ輕々ニ本案ヲ否決爲スガ如キコトガアリマシタナラバ、國家百年ノ大計ヲ誤ルモノデアルト云コトヲ茲ニ斷言シテ憚ラヌ者アリ、マダ澤田君ヤルナラバ、簡單簡單ト言フカラ止メルノダガ、

○議長(粕谷義三君) 私語ヲ禁ジマス
○丸山浪彌君(續) 諸君、私ハ此法律案ヲ大多數ヲ以テ横暴的ニ可決ヲ望ム者デハアリマセヌ、十分ニ審議セラレントヲ望ム者

デアリマスケレドモ、唯、反對黨ノ言フコトノミヲ憲政會諸君耳ニシテ、吾々ノ言フコトニ耳ヲ藉サヌ、私ハ澤田君ノ言フコト、坂東君ノ言フコトモ一言半句洩サズ謹聽シテ居ツタ、諸君、憲政會ノ諸君ハ私ノ演說ニ對シテ彌次半疊、極メテ不眞面目デアル、斯様ナ不眞面目ナコトデ此國策ノ大問題ガドウシテ解決ガ出來ルカ、唯、簡単々々ト言フケレドモ、既ニ簡單ト呼バハル聲ハ何レニカ不純分子ヲ含ンデ居リハセヌカ、黨略的デハナイカ(拍手)諸君、既ニ時間モ參リマシタカラ、私ハ此程度ニ於テ止メマスガ、尙ホ又反對論者ノ御意見ヲ拜聽致シタル結果ニ於テハ、私ハ本法案ヲ十分ニ審議シタインデアリマスカラ、更ニ又諸君ノ御耳ヲ汚スコトガアルノデアリマス(拍手)
○寺田市正君 既ニ定刻ニ近キマシタカラ、本日ハ是ニテ延會セラレンコトヲ望ミマス
○議長(粕谷義三君) 寺田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後五時五十一分散會

衆議院議事速記録第九號中正誤

頁段行

誤

一 一 九

二 三 四

破產ノ身上人ノ資格ニ對

效果ニ關スル破產ノ效

ル法律案
律案

衆議院議事速記錄第十號中正誤

頁段行

誤

一四八 二 三 八 三國港 正